

2011
年 報

iGES

公益財団法人 地球環境戦略研究機関

Institute for Global Environmental Strategies

Contents

- 1 はじめに
 - 2 IGESの概要
 - 4 2011年度 — 研究活動のハイライト
-
- 研究活動
- 6 気候変動
 - 10 自然資源管理
 - 12 持続可能な消費と生産
 - 14 経済と環境
 - 16 ガバナンスと能力
 - 18 プログラム・マネージメント・オフィス (PMO) の活動
 - 20 研究活動拠点・機関
 - サテライトオフィスの活動
 - 23 国内拠点の活動
 - 政府間プログラム・ネットワーク等との連携
 - 26 情報発信・アウトリーチ
 - 29 資料編
 - 30 財務諸表
 - 32 財団概要
 - 34 定款



理事長 浜中 裕徳

地球環境戦略研究機関 (IGES) は、1998年に日本政府のイニシアティブと神奈川県との支援により設立され、3年を一期とする戦略研究計画に基づき、アジア太平洋地域における持続可能な開発の実現に向けた実践的な政策研究を行っています。

IGESが研究対象とするアジア太平洋地域は、世界経済の成長のエンジンであるとともに世界の工場として急速な変化を遂げています。また、政治の場においても中国やインドといったアジア新興国の影響力が増すなど、国際社会におけるアジア太平洋地域の存在感はますます大きなものになっています。一方で、温室効果ガスの排出、大気・水の汚染や廃棄物の増加、気候変動の影響といった様々な環境問題や貧困問題が深刻化するなど、環境と開発の統合が一層大きな課題となっています。2012年6月にはブラジル・リオデジャネイロで国連持続可能な開発会議(リオ+20)が開催されましたが、持続可能な開発に向けた国際社会の取り組みが活発化する中、アジアの果たす役割に大きな注目が集まっています。

一方で、2011年3月11日に発生した東日本大震災ならびに福島第一原発の事故は世界中に大きな衝撃を与えました。IGESでは、2011年度に全所をあげて震災研究プロジェクトを実施し、震災復興に向けた検討を行ったところですが、頻発する自然災害への対応や今後のエネルギー政策のあり方といった問題が、日本のみならずアジア、そして世界に向けて問い掛けられており、低炭素で持続可能な社会の構築をいかに進めて行くのか、一層の議論が求められているところです。

また、IGESは、2012年4月1日をもって公益財団法人に移行しました。各国政府・地方自治体・国際機関・企業・NGO・市民の皆様との連携をさらに深めながら、公益性が高く、人々の期待や要望に応える信頼性の高い事業を推進していくとともに、ダイナミックに進展する国際政策形成プロセスへの影響力強化を目指した取り組みを続けていきます。

今後とも、IGESの研究活動に対しまして、変わらぬご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。



所長 森 秀行

IGESは、2010年4月より第5期統合的戦略研究計画を開始し、アジア太平洋地域の持続可能な開発に向けて、気候変動、自然資源管理、持続可能な消費と生産、経済、ガバナンスに焦点を当てた研究を進めています。

第5期計画の中間年にあたる2011年度は、着実に研究成果を上げるよう努めるとともに、アジア太平洋地域の実際の政策ニーズに即した研究活動を積極的に実施しました。2011年3月11日に発生した東日本大震災ならびに福島第一原発の事故を受け、IGESでは翌4月に震災研究プロジェクトを立ち上げ、低炭素で気候変動の影響に対応可能な復興に向けたシナリオの提示に向けて全所をあげて研究活動を展開しました。また、7月に開催した「持続可能なアジア太平洋に関する国際フォーラム (ISAP)」では、国内外から延べ850名の参加を得て、国連持続可能な開発会議(リオ+20)の主要トピックである“ガバナンス”と“グリーン経済”に焦点を当てた議論を深めるとともに、東日本大震災で顕在化した社会の対応力(レジリエンス)に係る諸問題について検討を行いました。リオ+20に関しては、IGESでは準備プロセスから精力的に係わり、上述のISAPでの成果を地域準備会合の場で発表したほか、11月にはIGESからの提案書「リオ+20に向けたIGESプロポーザル」を国連に提出し、さらに、テーマ別の政策提言をまとめたイシュー・ブリーフを発表するなど、アジアの視点から持続可能な開発の実現に向けたメッセージを積極的に発信することができました。

また、アジア太平洋地域で活発化する研究機関や国際的なネットワーク活動に対する拠点として、6月にタイ・バンコクにバンコク地域センターを新たに設置しました。さらに、国連大学高等研究所(UNU-IAS)及び横浜市立大学と業務協定を締結したほか、国際応用システム分析研究所(IIASA)日本委員会の事務局に就任しました。

今後とも、研究成果に基づく革新的かつ戦略的な政策提言を積極的に行い、成長著しいアジアの政策形成プロセスや、持続可能な開発に向けた国際的な議論に対する一層の影響力強化を目指していきます。

IGESの概要

IGESが目指すもの — 持続可能なアジア太平洋の実現 —

アジア太平洋地域では急速な経済発展とともに人口増加や都市化が進行する一方で、依然として貧困の軽減が大きな課題となっています。地域的な経済統合に向けた取り組みが進められ、経済の更なる発展と貧困の軽減のための新たな機会がもたらされようとしています



が、このような動向は同時に、森林の消失や、大気や河川の汚染、廃棄物の増大など、自然資源や環境への負荷の増大を加速させるおそれがあります。また、世界的に喫緊の課題である地球温暖化については、アジア太平洋地域は温室効果ガスの一大発生源であると同時に、地域の経済、社会、そして人々の生活が、その影響を最も深刻に被ると懸念されています。

IGESの使命は、こうした様々な課題に対峙しながら、50年後、100年後を見据え、アジア太平洋地域において持続可能な開発を実現するための戦略を立て、実効性ある政策を提言することです。地球温暖化をはじめとする環境問題の解決に向けた国際的な取り組みにおいて、アジア太平洋地域が今後果たす役割への期待や要請はますます高まっています。アジア太平洋地域は経済や政治、文化、自然環境の面で多様性に富んでおり、各地域の状況を適切に踏まえて政策提言を行うことが極めて重要です。

IGESは、これまで培ってきた多様な関係者(ステークホルダー)との協力関係をさらに拡充することにより、アジア太平洋の視点から戦略的な政策研究を遂行するとともに、その成果を世界に向けて広く発信し、持続可能な社会の実現に貢献していきたいと考えています。

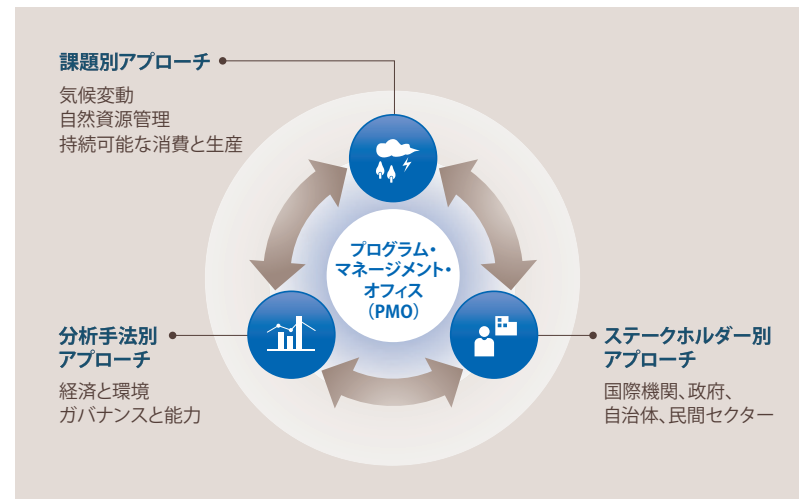
アプローチ

● 実践的な成果を目指した戦略研究

アジア太平洋地域の環境と開発の両立に向けた様々な課題に戦略的かつ機動的に対応した研究を行うために、課題、分析手法、ステークホルダーの3つの切り口から多面的に取り組みます。

● 政策形成への反映 — 政策形成への実効あるインパクト

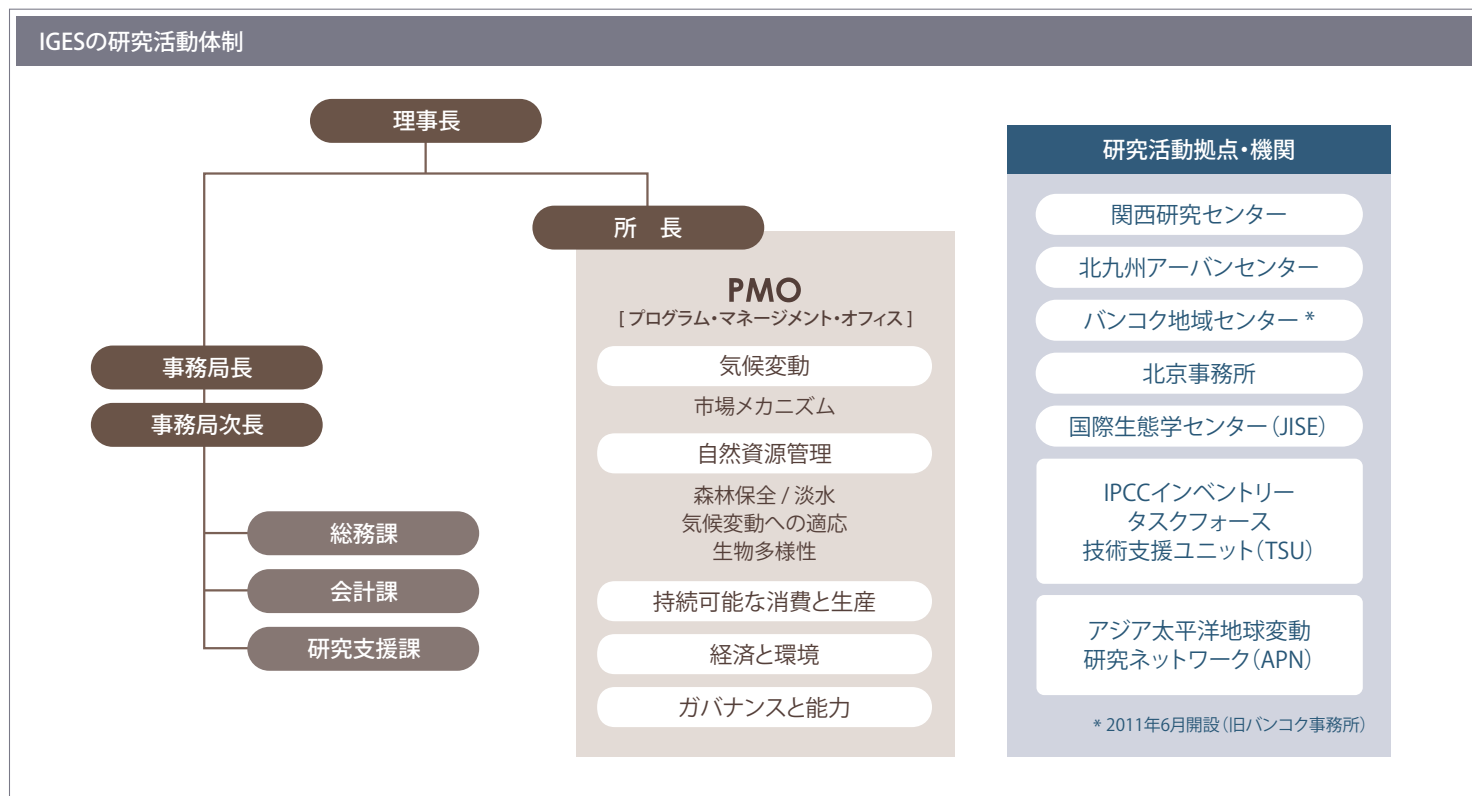
国際的、地域的な政策イニシアティブやネットワーク活動に実質的に関与し、研究成果に基づく情報提供や政策提言を通じて政策形成に貢献します。また、国連気候変動会議などの主要国際会議に参加し、政策提言を行うとともに、持続可能なアジア太平洋に関する国際フォーラム (ISAP) を毎年開催し、国内外の最新の研究成果を共有し、新たな政策提言に向けて関係者間の議論を促進します。



IGESの研究活動

IGESでは、3年を一期とする研究計画により、アジア太平洋地域のニーズに基づいた実践的な研究を行っています。2011年度には、第5期統合的戦略研究計画(2010年4月～2013年3月)に基づき、各研究間の調整や分野横断的研

究を行うプログラム・マネージメント・オフィス(PMO)の下で、広範な研究を実施しました。また、国内外の研究拠点や政府間プログラム・ネットワーク等との連携を通じて幅広い研究活動を行いました。



2011年度 — 研究活動のハイライト

IGES 震災研究イニシアティブ

2011年3月11日に発生した東日本大震災ならびに福島第一原発の事故を受けて、IGESでは震災復興への提言に向けた全所的研究プロジェクトを4月から実施しました。「今後の日本とアジアのエネルギー政策戦略」「地域社会の対応力(レジリエンス)」「エネルギー管理と中長期的な低炭素戦略」を主要テーマに研究を展開し、7月に横浜で開催した持続可能なアジア太平洋に関する国際フォーラム(ISAP2011)の場や国連持続可能な開発会議(リオ+20)に向け

た一連の取り組みの中で、研究成果を積極的に発表してきました。特に、11月に国連に提出した「リオ+20に向けたIGESプロポーザル」では、震災研究の成果を盛り込むことで、国際的な政策形成プロセスに向けてメッセージを発信することができました。震災から1年にあたる2012年3月には、研究のとりまとめを行い、公開セミナーでの発表や全体報告書等の刊行を通じて、低炭素で気候変動の影響に対応可能な復興シナリオを検討しました。

リオ+20に向けた取り組み

2012年6月にリオ+20がブラジル・リオデジャネイロで開催されました。「持続可能な開発のためのガバナンス」と「グリーン経済」を主要テーマに、これまでの開発への取り組みを振り返るとともに、さらなる行動に向けて協議が行われました。IGESは、2011年度を通してリオ+20に向けた研究活動を積極的に進め、2011年7月のISAPにおける成果をリオ+20地域準備会合の場で発表したほか、成果文書への反映を目指し、11月にはISAPの結果及び研究成果をもとにとりまとめた「リオ+20に向けたIGESプロポーザル」を国連に提出しました。さらに、リオ+20の準備プロセスにあわせてテーマ別のイシュー・ブリーフを刊行し、IGESのメッセージをタイムリーに発信しました。



北東アジア地域環境プログラム会合でリオ+20に向けたメッセージを発表



リオ+20アジア太平洋地域準備会合

アジア太平洋地域におけるMRV体制構築

2013年以降の気候変動枠組み交渉において、京都メカニズムに加えて新たな市場メカニズムの設立が検討されている中、IGESは、アジア途上国の温室効果ガス排出削減量を計測・報告・検証(MRV)する体制構築支援を2011年度から実施しました。2011年7月のISAPでは、MRVに関する専門家会合及び公開セッションを開催し、各国の状況に応じた適切なMRVやMRVに関する能力開発について意見交換を行いました。また、2012年3月には一年間の研究を総括した国際シンポジウムを東京で開催し、全所をあげて取り組んできた研究成果を報告しました。



国際シンポジウム「アジア地域における新メカニズム設立に向けたMRV体制のこれから」

持続可能なアジア太平洋に関する国際フォーラム(ISAP2011)

International Forum for Sustainable Asia and the Pacific

持続可能な開発を促す上でアジア太平洋地域の果たすべき役割がますます重要となる中、IGESでは、国際的に活躍する専門家や企業、政府、国際機関、NGO関係者が一堂に会し、持続可能な開発に関する広範な議論を行うISAPを年一回開催しています。2011年7月26日～27日に横浜で開催したISAP2011では、延べ850名の参加の下、東日本大震災を踏まえて気候変動や自然災害への「レジリエンス(対応力)」を見直したほか、リオ+20の主要テーマに沿って「持続可能な開発のためのガバナンス」と「グリーン経済」に焦点を当てて参加者と意見交換を行いました。その上で、アジア太平洋地域の持つ多様性に配慮しながら現行の社会システムやガバナンス構造を再検討し、グリーン経済を促進していく持続可能な開発の道筋を示しました。IGESでは、ISAPで提示された論点や知見をとりまとめ、アジア太平洋地域における持続可能な開発の制度改善に向けた政策提言として、サマリーレポートの形で発表しました。



世界から多様なステークホルダーが参加(ISAP2011)

気候変動



1 第5期の研究概要

アジア太平洋地域は温室効果ガスの一大発生源であると同時に、地球温暖化の影響を最も深刻に被ることが懸念されており、気候変動問題に対する取り組みは極めて緊急性の高い課題のひとつです。本研究分野では、アジア各国の基本的な開発ニーズを把握しつつ、低炭素かつ持続可能な開発を推進する方策について戦略研究を通じて検討・提言を行っています。

2 2011年度の主な活動

アジアにおける持続可能な低炭素型発展

アジアの新興国における持続可能な低炭素型発展において国内政治制度や伝統的な価値観が果たす役割を分析するとともに、低炭素型技術及びシステムへのリープフロッギング(かえる跳び)を促すメカニズムについて研究しました。



COP17サイドイベント

2011年末に行われた国連気候変動枠組条約(UNFCCC)第17回締約国会議(COP17)では、中国・清華大学エネルギー環境経済研究院とサイドイベント「アジア諸国の低炭素型発展」を開催し、日中の国内政策や炭素市場の開発に係わる最新の知見を共有しました。また、2012年1月には「政策研究会合：低炭素型発展へ向けて」を能源研(中国国家発展改革委員会エネルギー研究所)と中国・北京で開催し、COPの結果を踏まえ、主要国の低炭素社会構築に向けた見通しについて議論を行いました。

気候変動の将来枠組み

気候変動の将来枠組みの構築に焦点を当て、国連作業部会等の機会にアジアの視点からタイムリーな政策提言を行ったほか、COP17では日本政府代表

団に加わり、国際交渉において実質的な貢献を行いました。また、COPの結果を踏まえ、世界各国の交渉責任者と今後の展望を議論する公開シンポジウムを2012年3月に東京で開催しました。



将来枠組みに関する日印ワークショップ

また、将来枠組みの重要な構成要素であるMRV（測定・報告・検証）制度、技術メカニズム、資金メカニズムに関するアジア途上国の交渉ポジション分析や合意事項の国内での実施可能性について検討を行いました。一連の研究成果として、ポリシーレポート「気候変動分野における途上国支援に対するMRVの運用に向けて：資金、技術及びキャパシティビルディングの視点から」をとりまとめ、COP17の場で発表しました。



世界各国の交渉責任者と気候変動問題を議論

MRV（測定・報告・検証）制度の構築

気候変動の将来枠組みに関する議論において、途上国の適切な緩和行動（NAMAs）の実施に対するMRV体制の構築が主要な交渉課題のひとつとなっ

ています。本研究では、MRV体制についての各国の交渉ポジションを把握しながら、アジア途上国においてどのようにMRV体制構築を進めるのかについて研究を行いました。

アジアにおけるコベネフィット・アプローチ

IGESでは、アジアの主要産業部門においてコベネフィット*を最大化する政策策定に向けた研究を実施するとともに、アジアの地域ネットワーク「アジア・コベネフィット・パートナーシップ（ACP）」の事務局として、各国・国際機関と知見の共有を積極的に進めました。また、ACPのウェブサイト新たに開設し、活動予定・報告、出版物等について情報提供を行いました。

* コベネフィット：温暖化対策によって、大気汚染改善やエネルギー効率改善、経済発展等の面でもたらされる効果。

低炭素社会国際研究ネットワーク（LCS-RNet）

LCS-RNetは、G8環境大臣会合において設立が合意された低炭素社会研究に関する国際イニシアティブです。IGESは一機関として参加するとともに、事務局としてネットワークの運営全般を支援しています。2011年10月にフランス・パリで行われた年次会合の成果をとりまとめた報告書を作成し、広く学界・政策担当者に示したほか、COP17ではサイドイベント「変貌する世界：低炭素社会への転換」の開催を支援しました。また、アジアの研究者ネットワーク強化にも取り組み、「低炭素アジア研究プロジェクト」を精力的に進めました。

3 主な出版物

- “Low Carbon Transport in Asia: Strategies for Optimizing Co-benefits” (Earthscan)
- “Climate Smart Development in Asia: Transition to Low Carbon and Climate Resilient Economies” (Earthscan)

- ポリシーレポート「気候変動分野における途上国支援に対するMRVの運用に向けて:資金、技術及びキャパシティビルディングの視点から」
- ワーキングペーパーシリーズ
 - “Hayama Proposal: Post 2013 International Framework on Climate Change”
 - “Financial Support to the Implementation of Adaptation Measures”
 - “Biofuels: from CDM to NAMAs”
 - “Why the United States Lacks a Federal Climate Policy: Collective Action Problems, Tea Parties, and Blue Dogs”
 - “The Politics of Climate Policy in China: Interests, Instructions and Ideas”
 - “Designing Climate Finance to Enhance Low-Carbon Investment through Local Intermediaries: Applying a Concept of Direct Access to Climate Finance”
 - “Transition to Energy Secure Future: Policies Enabling Energy Transition in India”
 - “NAMAs, CDM and MRV: The Case of Transport Sector”
 - 「日本の国際競争力 世界1000社のカーボンコスト」
- ニュースレター「クライメイトエッジ」

2011 Close up

IGES気候変動グループ ディレクター
明日香 壽川



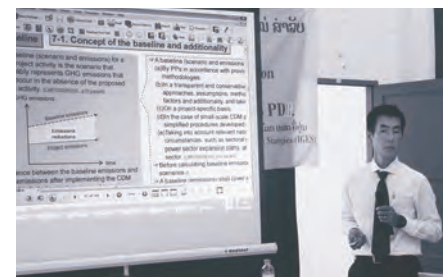
気候変動グループは、気候変動に関する諸問題のうち、特に望ましい政策の在り方に関して研究をしています。もちろん望ましいというのは様々な基準のもとで評価しなければならないのですが、世界の主要国やアジアの国々がどのような政策を公表していて、それがどのように実施されているかについて、より詳細に理解・把握しようと試みています。また、国際協力も含めた各国の取り組みを定性的かつ定量的に比較評価することも研究の目的の一つです。さらに、排出量取引制度などの炭素価格付け政策に関する具体的な制度設計のあり方も研究対象です。東北大地震を受けて、今後の日本のエネルギー・ミックスについても積極的に提案していきます。

アジアの途上国のための効果的な市場メカニズムの構築

アジア各国における温室効果ガスの効果的な排出削減を目指し、新たな市場メカニズムの制度設計及び既存の市場メカニズムの制度改善を提案し、それらの実施を促進しています。

アジアにおける市場メカニズム構築・運営のためのキャパシティ・ビルディング

アジア各国における温室効果ガスの効果的な排出削減を目指し、排出量取引制度やオフセット・クレジット制度など各国のニーズに即した様々な市場メカニズムを構築・運営するためのキャパシティ・ビルディング活動を展開しています。



ラオスでのキャパシティ・ビルディングワークショップ

2011年度には新たにベトナム及びモンゴルと協力覚書を締結し、合計9カ国で現地調査、共同研究、ワークショップ開催、研修等を実施しました。2011年9月には、アジア開発銀行(ADB)ならびに国連気候変動枠組条約(UNFCCC)事務局と共に、CDMプロジェクトの地理的偏在をテーマとしたワークショップをネパール・カトマンズで開催し、アジア太平洋地域の後発開発途上国及び小島嶼開発途上国におけるCDM開発のあり方について議論を行いました。

CDM改革

国連におけるCDM手続きの簡素化をはじめとするCDM制度改革に向けた研究を進め、改革提案レポート「CDM改革2011:検証と今後に向けて」を発表しました。レポートでは、CDM改革の状況について、データによる定量分析を通じて評価・検証し、CDM改革の進展に向けた政策提言を盛り込みました。2011年6月には、世界最大の排出権取引見本市「カーボンエキスポ」(スベ

イン・バルセロナ)のパネルセッションに参加し、アジア各国で得た知見をもとに、プログラムCDM (PoA)における改革の必要性について発表を行いました。また、2012年3月に開催した新メカニズム・キャパシティ・ビルディング年次総会では、アジア各国とCDM改革に関する具体案について議論を行いました。



新メカニズム・キャパシティ・ビルディング年次総会

排出量取引に関する研究

国内外で排出量取引制度への関心が高まる中、2012年3月に排出量取引セミナー「国内排出量取引制度の政策効果及び産業・雇用に対する影響」を東京で開催しました。また、「炭素市場に関する日本・韓国政策対話」を2011年12月に韓国・ソウルで実施し、国内排出量取引制度及びオフ



排出量取引セミナー

セット制度に関して両国の最新動向を共有しました。

市場メカニズム分野—主な出版物・データベース

- CDM改革2011: 検証と今後に向けて

【新市場メカニズム関連】

- New Market Mechanisms in CHARTS
- 市場メカニズムの将来: 2013年以降の市場メカニズムに対する各国の視点

【京都議定書関連】

- CDM in CHARTS
- 図解京都メカニズム
- 温室効果ガス排出量データ
- 国別登録簿データベース
- 将来の市場メカニズムに関する国際交渉におけるオプション案

【CDM/JIデータベース】

- CDMプロジェクトデータベース
- CDMプロジェクトデータ分析・CER供給予測
- CDMモニタリング・発行データベース
- CDM再審査・却下プロジェクトデータベース、データ分析
- CDM再審査・却下分析 最近の傾向
- プログラムCDM (PoA) データベース
- JIプロジェクトデータベース

【その他CDM関連情報】

- 市場メカニズム国別ハンドブック
- グリッド排出係数関連データ
- 排出削減計算シートシリーズ

2011 Close up

IGES市場メカニズムサブグループ ディレクター
二宮 康司



2011年度は、アジア各国の政策的な関心が、京都議定書の下でのCDM等京都メカニズムから新たな市場メカニズムへと大きく変化した年でした。一口に新たな市場メカニズムと言っても、2013年以降の国際気候変動枠組みの下での新メカニズム、各国の国内対策としての国内排出量取引制度、オフセット・クレジット制度、そして、既存のCDMの改革といったように実に多様な形態があり、我々のグループもこの変化に対応するために活動の範囲を大きく広げました。

自然資源管理

1 第5期の研究概要

「森林保全」「気候変動への適応」「淡水資源管理」及び「生態系サービスへの支払い」に焦点を当て、アジア太平洋地域の自然資源について環境価値を高め、保全と持続可能な利用を推進するための政策研究及び能力開発を広範に実施しています。

2 2011年度の主な活動

途上国における森林減少・劣化による排出削減 (REDD+)

REDD+は、途上国の森林利用によって発生する温暖化ガス排出を削減する活動を実施し、気候変動緩和に貢献することに対して見返り・報酬を提供するという国際的な取り組みです。IGESは、REDD+におけるグッドガバナンスとステークホルダーの参加に焦点を当てた様々な活動を通じてREDD+に貢献しています。カンボジア、ラオス、インドネシア、パプアニューギニアでは、フィールド調査に基づき、森林炭素蓄積量の調査とモニタリングに地域のコミュニティが参加することを可能にするための手法を開発しました。また、これらの国にベトナムを加えた5カ国の国レベルREDD+の準備活動のレビュー、南ク



ミャンマー初のグリーン経済・成長に関する国際会議

ーンズランド大学との共同研究によるネパール森林セクターのガバナンスの質を評価・改善するスタンダード案の作成、REDD+に関する国際交渉のレポート作成、インドネシアと日本におけるREDD+のMRV(測定・

報告・検証)に関するワークショップの開催、REDD+において「自由で事前に十分な情報を与えられた上での合意 (FPIC)」を実施するためのトレーニングマニュアルの開発等、幅広い活動を展開しました。さらに、ミャンマー初のグリーン経済・成長に関する国際会議への参加やアジア太平洋森林週間でのサ



地域住民に対する傾斜計を使用した樹木の計測指導(パプアニューギニア・マダン州 2011年9月)

イドイベント「太平洋島嶼国におけるREDD+」の開催など、国際的な機会を活用してIGESの研究活動を積極的に報告したほか、国レベルのREDD+準備活動やREDD+プロジェクトの概要を収めた「REDD+オンラインデータベース」の拡充を図り、幅広い情報発信を行いました。

気候変動への適応

適応効果指標、適応政策、リスク保険、災害回復力及び適応策の評価研修等の研究対象に現在取り組んでいます。ガンジス河流域の地域適応効果を評価する基準の明確化や地域適応指標(Laln)の開発、適応評価やモニタリングの枠組みとともに、アジア太平洋適応ネットワーク (APAN) の支援により実施している日本、インドにおけるリスク保険の評価や、マレーシア、フィリピン、ベトナムでのコミュニティベースのリスク保険についての調査を行っています。先進国の気候変動適応策への関心に伴い、日本における適応策の特性評価を行うことにより途上国への導入条件についての研究を行っています。

また、アジア太平洋地球変動研究ネットワーク (APN) の資金提供により、バングラデシュ、カンボジア、ラオス、ミャンマー、ネパールにおける農業部門

での適応策のための研修の必要性評価と研修内容の開発を試みています。これを受け、2012年度にバングラデシュとカンボジアで試験的なプログラムを開始しています。この他、国連環境計画とアジア工科大学によって運営されているAPANの様々な取組みへの支援を行っています。

淡水資源管理

より良い水管理を推進する上での大きな課題である知識ギャップを埋めるべく、アジア太平洋地域の政策立案者や専門家とのパートナーシップ事業及び研究を実施しています。具体的に



第6回世界水フォーラム

は、アジア太平洋水フォーラムの地下水管理担当知識ハブとして、地下水管理に関する研究ネットワークの構築を進めるとともに、持続可能な開発のための地下水ガバナンスに関する政策研究を実施しています。2011年6月には地下水管理ハブの発足会合を開催し、同地域で活動する政策立案者、水管理者、専門家との知識共有・能力開発に取り組みました。また、「アジア水環境パートナーシップ (WEPA)」の事務局として、アジア13カ国の政策立案者とともにアジアの水環境ガバナンス向上に向けた議論を進めました。さらに、WEPAによる知見を活用し、アジア都市部のコベネフィット型排水処理におけるMRV (測定・報告・検証) をテーマに研究を開始しました。この研究では、温室効果ガス削減のみならず、環境保全効果や資源の回収・再利用を考慮したMRVについて検討を行いました。これら一連の活動に加え、水、食料、エネルギーという関連した分野の相互関係についての研究も実施しています。

生物多様性及び生態系サービス

環境影響評価法に基づく基本的事項の見直しに伴う代償措置 (オフセット) を検討するため、生物多様性オフセットに関する海外制度の調査を実施しました。また、ビジネス分野における生物多様性保全を支援するための調査を

実施したほか、生態系サービスへの支払い (PES) に関する国内政策研究を進めました。

3 主な出版物

- Monitoring and Evaluation of Progress in Adaptation to Climate Change: Advances, Challenges, and Ways Forward, Routledge, 2012.
- Promoting Risk Insurance in the Asia-Pacific Region: Lessons from the Ground for the Future Climate Regime under UNFCCC, Blackwell, 2012.
- Training Manual "Putting free, prior, and informed consent into practice in REDD+ initiatives"
- "A Beginner's Guide to Payments for Ecosystems Services - Generating income from standing forests", in "Forest Matters: Make it work!" (EU FLEGT)
- カンファレンスレポート「COP17 REDD+レポート」
- アジア水環境パートナーシップ (WEPA) アウトルック「アジアの水環境管理2012」

2011 Close up

IGES 自然資源管理グループ ディレクター
ヘンリー・スケープンス
IGES 淡水サブグループ ディレクター
片岡 八東



森林保全分野では、オンライン調査・インタビュー・ワークショップ等のマルチステークホルダープロセスを通じて作成した、ネパール森林セクターのガバナンスの質を評価・改善するためのスタンダード案が2011年度の大きな成果となっています。

適応分野では、インド、バングラデシュ、ネパールでの地域適応指標を開発したほか、東日本大震災の被災地が今後、回復力のあるコミュニティになるための要素を明らかにするなど、政策立案のために必要な要素を提供しました。また研究成果を、アジア太平洋適応ネットワークのフォーラム等、様々な機会で見せました。

淡水分野では、地下水管理ハブ及びアジア水環境パートナーシップ (WEPA) の活動や調査研究結果を、2012年3月にフランス・マルセイユで開催された第6回世界水フォーラム等において広く発信しました。

持続可能な消費と生産



1 第5期の研究概要

アジア太平洋地域における持続可能な消費と生産パターンの発展を目指し、製品ライフサイクル全体から見た社会での資源利用及びそれに伴う環境影響を改善するための政策に焦点を当てた研究活動を実施しています。

2 2011年度の主な活動

アジアにおける持続可能な消費

急速な発展を遂げるアジアにおいて、持続可能な消費と生産が喫緊の課題となる中、持続可能な消費パターン及びライフスタイルへの変化を促すための効果的なアプローチについて研究を進め、研究機関等との連携を深めなが

ら、国際的な議論の場で積極的に問題提起・政策提言を行いました。2011年5月の国連持続可能な開発委員会第19会期会合(CSD19)では、持続可能な消費と生産に関するグローバルな研究フォーラム設立に関するセッションを関係機関と共催したほか、ミレニアム消費目標に関するパネル討論を行うなど、積極的な活動を展開しました。また、2011年11月にインドネシア・ジョグジャカルタで開催された第10回持続可能な消費と生産に関するアジア太平洋ラウンドテーブル(APRSCP)において、アジア途上国での拡大生産者責任をテーマにセッションを企画し、アジア各国の専門家とともに今後の具体的な課題について議論を深めました。また、2011年度より、アジア途上国におけるエネルギー効率の高い住宅の推進をテーマとした初期研究を、中国とインドを事例に開始しました。



国連持続可能な開発委員会第19会期会合(CSD19)に参加

アジアにおける持続可能な資源循環のためのガバナンス

持続可能な資源循環のためのガバナンス向上に向けて、アジアにおける3R(廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用)を促す能力開発ニーズを分析するとともに、中古品と再生資源の貿易をはじめとする資源循環に関する政策を持続可能性の観点から評価しました。IGESは、8つの研究機関・大



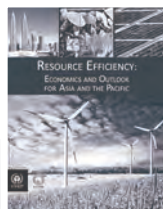
アジア3R推進フォーラム第3回会合



学が参加する「アジア資源循環研究」の調整役を担い、3R政策研究の推進と専門家のネットワーク強化を図ったほか、2011年10月にシンガポールで開催されたアジア3R推進フォーラム第3回会合では、フォーラムの起草委員としてセッションのファシリテーターを務めるとともに、議長サマリー及び成果文書のとりまとめに貢献しました。また、国連環境計画 (UNEP) 主導の下、オーストラリア連邦科学産業研究機構 (CSIRO)、中国科学院 (CAS) 及びインド・エネルギー資源研究所 (TERI) と行った共同研究の成果として、資源効率に関するアジア太平洋地域初の報告書「資源効率: アジア太平洋地域の経済と展望」(Resource Efficiency: Economics and Outlook for Asia and the Pacific <REEO>) を発表し、資源効率の大幅な向上と根本的なシステム革新の必要性を提言しました。



REEOに関する記者ブリーフィングを実施



複合的な便益をもたらす持続可能な廃棄物管理

廃棄物管理における地方政府の取り組みが、いかに環境の改善と開発に便益をもたらすかについて研究を行うとともに、地方政府の政策オプションを検討しました。カンボジアにおける都市有機廃棄物管理の現状について、フィールド調査やインタビューを実施し、カンボジアに適した廃棄物活用の技術の選定やプロジェクトの実施について指針を示すポリシーレポートをまとめました。また、アジア10カ国における廃棄物管理及び気候変動に関連する国家政策や廃棄物発生最新のデータを取りまとめたポリシーレポートをタイ語、クメール語、ラオス語に翻訳し、各国の地方政府・関係者に活用されました。

持続可能な製品と物質循環のための化学物質管理

製品中(特に電子機器)に使用される化学物質の管理改善に向けて、ライ

フサイクルの観点から研究を実施しました。国連環境計画 (UNEP) が主導する製品中の化学物質 (CiP) プロジェクトに関する報告書「Information on Chemicals in Electronic Products」に共著者として参画し、研究成果のインプットを行いました。本報告書は、国際的な政策枠組みである「国際的な化学物質管理のための戦略的アプローチ」(SAICM) に反映される予定です。また、2011年度からは、リサイクル産業の国際的な認証に関する研究を開始しました。

3 主な出版物

- ポリシーブリーフ「アジア発展途上国の電気・電子製品に対する拡大生産者責任政策: “段階的アプローチ” の提案」
- Policy Report “Practical Guide for Improved Organic Waste Management: Climate Benefits through the 3Rs in Developing Asian Countries”
- Policy Report “A Guide for Technology Selection and Implementation of Urban Organic Waste Utilisation Projects in Cambodia”
- “Resource Efficiency: Economics and Outlook for Asia and the Pacific (REEO)” (UNEP)
- “Information on Chemicals in Electronic Products: A Study of Needs, Gaps, Obstacles and Solutions to Provide and Access Information on Chemicals in Electronic Products” (The Nordic Council)

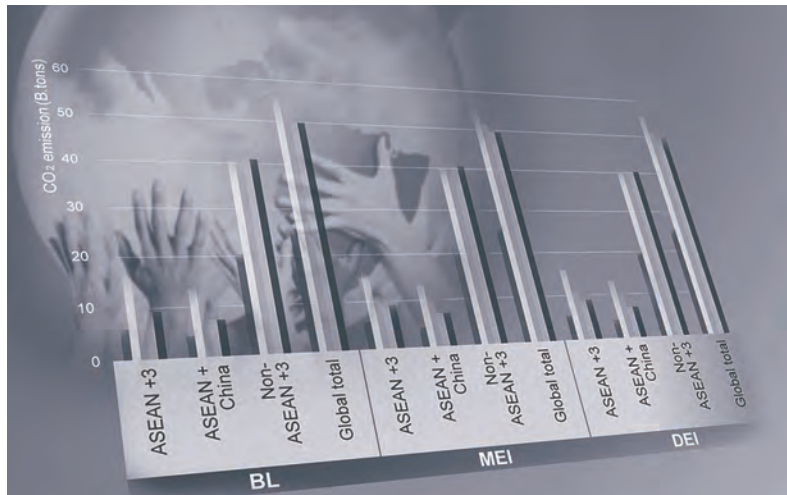
2011 Close up

IGES 持続可能な消費と生産グループ ディレクター
マグナス・ベングソン



持続可能な消費と生産 (SCP) に関する研究を開始して2年目の2011年度は、4つの主な研究活動全てにおいて大きな成果を収めることができました。出版物、プレゼンテーション数を大幅に伸ばすとともに、グローバル・地域レベルの国際的な政策プロセスにおいて積極的な活動を行いました。また、IGES外から10件の研究契約(約140万ドル相当)を獲得しています。さらに、2名の研究員を補充することで、実践的な質の高い研究に向けた人材育成も強化しました。

経済と環境



1 第5期の研究概要

持続可能な開発に向けた政策の影響を経済面・環境面・社会面から定量的に評価するための経済分析ツールを開発し、「貿易と環境」「グリーン経済」といった新たな課題に対応した政策研究を実施しています。

2 2011年度の主な活動

持続可能な開発のための統合的政策評価

IGESが開発した応用一般均衡 (CGE) モデルや多地域産業連関 (MRIO) モデル等の経済モデルに基づき、持続可能な開発政策に関する統合的な評価を実施したほか、TIMESモデルをはじめとするボトムアップエネルギーモデルに関

する能力構築も進めました。また、全所的な取り組みであるIGES震災研究イニシアティブの一環として、「原子力依存低減・再生可能エネルギー普及シナリオの経済影響評価研究」を実施し、2050年までに段階的に原子力発電を廃止しながらCO₂排出量80%削減目標を達成することは可能であるという分析結果を得ました。

貿易に伴う排出量の推計を主要課題とした“環境と貿易”

貿易に伴う温室効果ガスの排出量を推計することが、国内排出量に算入されていない排出の問題や排出量の責任分担の公平化等、気候変動政策の議論において極めて重要とされる中、多地域産業連関 (MRIO) モデルを用いた定量分析を行い、低炭素政策に向けた提言を行いました。

経済手法やグリーン投資を通じた“グリーン経済”

グリーン経済政策の主要課題である「持続可能な資源利用」、「生態系サービスの持続的な利用」等に



国際シンポジウム「持続可能な資源利用～アジアを中心とした課題と政策～」

ついて、大学・研究機関と連携して経済分析を進め、一連の研究成果を、2012年1月に国際シンポジウム「持続可能な資源利用～アジアを中心とした課題と政策～」及び公開シンポジウム「生物多様性と生態系サービスの経済学」で報告しました。また、研究成果に基づく政策提言としてポリシー・ブリーフを積極的に発行しました。「持続可能な開発につながるグリーン経済：日本は世界の貧困撲滅を重視した政策への転換を！」では、2012年6月にブラジル・リオデジャネイロで開催された国連持続可能な開発会議（リオ+20）に向けた議論や各国の取り組みについて整理するとともに、先進国のグリーン経済政策を世界の持続可能な開発につなげるための日本の役割を提案しました。「東アジアにおけるエネルギー市場統合：経済分析による政策含意」では、東アジア地域において環境・社会的に有益な地域経済発展を進める上でのエネルギー市場統合の重要性を示しました。さらに、「国連環境計画（UNEP）グリーン経済イニシアティブ」や、リオ+20の準備プロセスに係わるなど、グリーン経済に関する国際的な政策形成プロセスにおいて積極的な活動を展開しました。



公開シンポジウム「生物多様性と生態系サービスの経済学」

3 主な出版物

- ポリシー・ブリーフ「持続可能な開発につながるグリーン経済：日本は世界の貧困撲滅を重視した政策への転換を！」
- ポリシー・ブリーフ「東アジアにおけるエネルギー市場統合：経済分析による政策含意」
- ディスカッションペーパー「リオ+20におけるグリーン経済の論点」



2011 Close up

IGES 経済と環境グループ ディレクター
小嶋 公史



2011年度は、環境省の世界に貢献する環境経済の政策研究として3年にわたり実施してきた持続可能な資源利用に関する研究及び持続可能な生態系サービス利用に関する研究を無事終了し、それぞれの主要な成果を公開シンポジウムで発表しました。さらに研究成果をOECDグリーン成長戦略や国連環境計画が事務局を務める「持続可能な資源管理に関する国際パネル」に発信し、今後の協力関係の土台を構築しました。これらの研究は、独自に開発した研究手法を重要な政策課題に適用し、政策プロセスへ研究成果を発信できたという意味で大きな成果であったと思います。また、ボトムアップエネルギーモデルに本格的に着手し、「原子力依存低減・再生可能エネルギー普及シナリオの経済影響評価研究」を実施しましたが、この分野の重要性はますます高まっており今後さらに発展させたいと考えています。

ガバナンスと能力

1 第5期の研究概要

アジア太平洋地域の持続可能な開発と環境問題に取り組むためのガバナンスと能力の向上を目指し、問題分析及び政策提言を地方・地域・国家・国際レベルで行っています。

2 2011年度の主な活動

越境大気汚染

東アジアにおいて統合的な大気環境管理を導入する際の課題を明らかにするために、金沢大学等の大学・研究機関と連携して、日本・中国・韓国・タイを対象に、大気環境管理政策の動向を調査しました。2011年6月に中国・北京で開催された第8回酸性雨国際会議等において、これまでの研究成果をもとに大気質管理に関する東アジアの地域協力を促す政策提言を行いました。

地域のガバナンスと環境協力

東アジアで展開される国際環境協力メカニズムを分析し、またそれを強化するための提言を目指しました。ポリシー・ブリーフ「国際環境CSR（企業の社会的責任）マルチステークホルダー・プラットフォームを通じた日本のリーダーシップ強化」では、日本のリーダーシップに焦点を当てながら、グリーン市場を推進・強化するためのさらなる日本の政策について検討を行い、グリーン市場の普



第13回日中韓三カ国環境大臣会合(TEM13)

及を目指す国際的な環境イニシアティブと日本企業との連携を促す「企業の社会的責任(CSR)に関するマルチステークホルダー・プラットフォーム」の構築を提案しました。また、日中韓三カ国環境大臣会合(TEM13)に携わり、2011年4月に韓国・釜山で開催されたTEM13では、並行して実施された学生・産業フォーラムを含めた、準備会合から本会合に至る運営全般を支援するなど、東アジアの重要な政府間政策プロセスに貢献しました。また、韓国環境政策・評価研究院及び中国環境保護部環境経済政策研究センターとの連携により実施する「北東アジアにおける環境ガバナンスのTEM13共同研究2012-2014」の提案を策定しました。

リオ+20:持続可能な開発のための制度的枠組み

2012年6月にブラジル・リオデジャネイロで開催された国連持続可能な開発会議(リオ+20)の主要なテーマの一つである「国際環境ガバナンス(IEG)を含めた持続可能な開発のための制度的枠組み(IFSD)」に焦点を当てた研究活動を実施しました。ポリシー・ブリーフ「国連環境計画(UNEP)改革:環境ガバナンス強化に向けた段階的アプローチ」では、国際環境ガバナンスの強化に向けて、UNEP管理理事会



リオ+20地域準備会合



リオ+20に向けた国際ワークショップ

における普遍加盟方式を構築するとともに、UNEPの専門機関への昇格を目指す段階的なUNEP改革を提案しました。

ローカルガバナンス

持続可能な社会の構築に向けて、都市間連携や地域での取り組みが果たす役割を明らかにするとともに、事例研究を通じてさらなる連携・取り組みを促す政策オプションについて研究を進めました。具体的には、北九州市におけるカーボンオフセットを通じた国際協力、中国・インド・インドネシア・フィリピンにおける地方レベルでのカーボンガバナンス、及び震災後の神奈川県における家庭部門の節電について調査するとともに、研究成果を各種報告書にまとめました。

能力開発と教育

国連大学高等研究所(UNU-IAS)との連携により、持続可能な開発のための教育(ESD)をモニター及び評価するための指標構築に向けたプロジェクトを主導しました。東・東南アジア9カ国のパートナー研究機関との協力の下、地域的にふさわしいESD指標の構築を目指す研究を実施しました。また、持続可能な消費のための教育(ESC)政策を現在の教育、開発及び持続可能な消費と生産政策へ統合することに焦点を当てた研究を引き続き実施しました。さらに、インドネシアで実施された「ESCのための制度的枠組みの強化」に関するパイロットプロジェクトにコンサルタントとして参加しました。

3 主な出版物

- ポリシー・レポート「Strengthening Japan's Environmental Cooperation Strategy as a Leader to Promote Green Markets in East Asia」
- ポリシー・レポート「The Role of Governments in Education for Sustainable Consumption: Strengthening Capacity for Effective Implementation in China, Japan and Republic of Korea」
- ポリシー・レポート「Strengthening International Environmental Governance by Two-phased Reform of UNEP: Analysis of Benefits and Drawbacks」

- ポリシー・レポート「Waste-based Ethanol Production and a Sound Material-cycle Society: Case Studies on Construction and Food Wastes in Japan」
- ポリシー・ブリーフ「国際環境CSR(企業の社会的責任) マルチステークホルダー・プラットフォームを通じた日本のリーダーシップ強化:日本の産業界、市民社会、公共セクターの連携による東アジアのグリーン市場の拡大」
- ポリシー・ブリーフ「国連環境計画(UNEP)改革:環境ガバナンス強化に向けた段階的アプローチ」
- 審査付き論文: The Surprising Role of Local Governments in International Environmental Cooperation: The Case of Japanese Collaboration with Developing Countries, *The Journal of Environment and Development*, 20(3), 219-250, 2011
- 審査付き論文: Climate Change Mitigation in Developing Countries through Interregional Collaboration by Local Governments: Japanese Citizens' Preference, *Energy Policy*, 39(7), 4337-4348, 2011
- ディスカッションペーパー「Japanese Citizens' Views on Using Voluntary Carbon Offsets for Collaboration with Developing Countries: An Experimental Social Survey of Yokohama and Kitakyushu」
- ディスカッションペーパー「Sub-national Carbon Governance in Asian Developing Countries: Cases of China, India, Indonesia and the Philippines」

2011 Close up

IGESガバナンスと能力グループ ディレクター
マーク・エルダー



様々な分野やポリシープロセスに継続的に関与していますが、2011年度における中心的な作業として、リオ+20に向けた準備を行いました。環境ガバナンスの観点から、持続可能な開発のための制度的枠組み(IFSD)をリオ+20における2つの重要なテーマのひとつとして焦点を当てました。そして、IGESのポジションを推進するとともに、協議の傾向を分析するために、市民社会のプロセスを含めた地域的及び世界的な準備会合に参画しました。また、持続可能な開発目標(SDGs)がリオ+20の重要な成果になるという想定の下、環境省からの資金提供を受けて、東京工業大学及び国連高等研究所(UNU-IAS)との連携に基づき研究を行いました。

プログラム・マネージメント・オフィス (PMO) の活動

1 目的・概要

アジア太平洋地域のニーズに的確に応えるため、IGES全体の統合的戦略研究計画をたて、研究間の調整を行います。また、国際的なネットワーク・フォーラムや様々な機関と連携を深め、アジアの持続可能な開発に向けた取り組みを支援するとともに、分野横断的な研究を実施しています。

2 持続可能なアジア太平洋に関する国際フォーラム (ISAP)

2011年7月26日～27日に「第3回持続可能なアジア太平洋に関する国際フォーラム (ISAP2011)」を横浜で開催し、国内外からの延べ850名の参加者とともに、「東日本大震災の教訓～リオ+20につなぐアジア太平洋からの新たな視点」をメインテーマに議論を深めました。(詳細:p.4-5)



3 国際的な連携強化・政策形成プロセスへの貢献

クリーンアジア・イニシアティブ

「低炭素・低公害型社会の促進」「循環型社会の促進」「気候変動に適応し、自然と共生する社会の促進」「市場のグリーン化の促進」を基軸としながら、環境協力に関するアジア域内での連携基盤の確立を目指す環境省の取り組み「クリーンアジア・イニシアティブ (CAI)」について、CAI推進事務局として、関係各国・国際機関・研究機関と連携しつつ、環境協力に関する情報収集・分析を実施しました。

インドネシア気候変動対策プログラムローンへのモニタリング等支援

日本とフランス両国の政府と世界銀行は、インドネシア政府による気候変動対策の取り組みを支援する政府開発援助 (ODA) 事業「インドネシア気候変動対策プログラムローン」を実施しています。国際協力機構 (JICA) の依頼を受け、インドネシア政府による気候変動対策の実施状況モニタリング・評価、望ましい気候変動対策への政策提言等を行い、インドネシアの気候変動対策の強化に貢献しました。

持続可能なアジア太平洋のための市民社会政策対話とネットワーク活動

アジア欧州環境フォーラム (ENVForum)、アジア太平洋環境開発フォーラム (APFED) ショーケース・プログラム、アジア太平洋戦略研究機関ネットワーク (NetRes)、アジア環境法遵守執行ネットワーク (AECEN) 等との連携を通して、政策担当者・専門家・NGO・市民など多様なステークホルダーとの協働を図り、持続可能な開発に資する革新的な取り組みの促進に努めました。

リオ+20に向けた取り組み

2012年6月にブラジル・リオデジャネイロで開催された国連持続可能な開発会議(リオ+20)に向けて全所的な研究活動を調整・統括しました。第3回持続可能なアジア太平洋に関する国際フォーラム(ISAP2011)での議論の成果をとりまとめ、リオ+20地域準備会合にインプットするなど、リオ+20準備プロセスへのインパクト形成に向けて研究成果に基づく情報発信を積極的に行いました。(詳細:p.5)

4 分野横断的研究の推進

IGES 震災研究イニシアティブ

東日本大震災からの復興への提言に向けて、「今後の日本とアジアのエネルギー政策戦略」「地域社会の対応力(レジリエンス)」「エネルギー管理と中長期的な低炭素戦略」の3テーマに焦点を当てたIGES全体の研究プロジェクトを主導し、研究成果の総括として公開セミナーの開催や最終報告書のとりまとめを行いました。(詳細:p.4)

アジア太平洋地域におけるMRV体制構築

アジア途上国の温室効果ガス排出削減量を計測・報告・検証(MRV)する体制構築支援について、全所的な研究を進め、国内外の専門家による会合及び公開セッションを通じて、各国の状況に応じた適切なMRVやMRVに関する能力開発について議論を深めました。(詳細:p.5)

IGES 白書

IGESでは2年に一度、アジア太平洋地域における重要な政策アジェンダに焦点を当てたIGES白書を発表しています。「Greening Governance in Asia-Pacific」をテーマとした第4巻の発行(2012年7月)に向けて、IGESの全研究グループを統括し、準備作業を進めました。

研究活動拠点・機関

1 サテライトオフィスの活動

関西研究センター

関西研究センターでは、「ビジネスと環境」をテーマに、環境・省エネ対策を促進する企業等の民間セクターの行動に焦点を当てた研究を実施しています。具体的には、対象国や地元自治体と連携しながら企業の環境活動を分析するとともに、企業が有する環境・省エネ技術を通じた開発途上国への低炭素技術の適用促進及びコベネフィット技術の普及等を通じて、アジアにおいて持続可能なビジネスを促す戦略策定に向けた政策提言を行っています。

1) インドにおける低炭素技術の適用促進に関する研究

2010年度から、インドのエネルギー資源研究所 (TERI) 及び京都大学と共同で、日本の民間企業が有する低炭素技術のインドにおける適用を促進するための国際共同研究を進めており、日印双方の官民連携の下、技術の適用を促す効果的なスキームの開発を目指しています。2011年度には、パイロット事業の実施に向けてインド各地で現地調査を行い、技術導入によるCO₂やエネルギー使用量の削減効果、経済性についても検討を行いながら、技術の抽出を行ってきました。またワークショップを開催し、本研究で得られた低炭素技術や知見について現地の企業や政策担当者で共有しました。また、2012年1月にフランス・パリで開催された国際セミナー「Perspectives on Challenges in the Global Energy/Environmental Landscape」で本研究の成果を発表し、国際的な研究ネットワークとの連携を深めました。

2) 北東アジア地域における企業のカーボンパフォーマンス改善のための市場ベースの政策研究

経済的手法(補助金、課税、排出量取引等)に焦点を当てて、北東アジア地域における主要経済3カ国(日本、中国、韓国)の産業セクターにおいて効果的かつ効率的な気候変動政策について研究を進めました。企業に対する負担

可能なCO₂排出価格の推定及び気候変動政策に係る経済的な手法に対する認知や行動についてアンケート調査を実施し、実証的な分析を行いました。その結果は、経済的な手法の策定に貢献できるものであり、その政策を活用することにより、この地域における企業のエネルギー効率及び温室効果ガス排出のパフォーマンスを改善することが期待できる知見が得られました。

3) ローカル・ビジネス・イニシアティブ研究

関西研究センターが開発し、各家庭に応じた効果的なCO₂削減対策を提案する「うちエコ診断事業」の普及に向けて一層の展開を進めました。2011年度からは環境省事業として全国的に展開を開始したほか、同年11月には、シンポジウム「家庭の冬の節電に向けて～快適性にも配慮した節電・エコ対策～」を神戸で開催し、原発事故の影響を受けて大規模な節電対策が求められる中、うちエコ診断をはじめ実践的な節電対策について紹介しました。また、グリーン成長を基調として各部門のCO₂削減に向けての政策構築が求められている韓国において、「うちエコ診断事業」の提案を行いました。さらに、兵庫県で推進しているCO₂削減に係わる中小企業と大企業間の排出削減量の移転等に関する協力事業についても研究を進めました。



シンポジウム「家庭の冬の節電に向けて」

4) コベネフィット技術に関する研究

アジアにおけるコベネフィットアプローチの推進を目指し、アジア諸国へのコベネフィット技術の普及・移転・適用のため、様々な活動を行いました。2011年度は特に日本とインドネシア両国間のコベネフィットアプローチに関する協力の強化に重点を置き、ジャカルタでのワークショップ開催やイ

インドネシアの中央政府ならびに地方政府代表団による日本へのスタディツアーについて支援を行いました。また、インドネシアで実施された国際協力機構（JICA）の研修コースにおいて、コベネフィットアプローチに関するデータや技術情報の提供を行いました。

北九州アーバンセンター

北九州アーバンセンターは、1999年にIGES北九州事務所として開設され、主に国連アジア太平洋経済社会委員会（ESCAP）及び北九州市との協力プログラム「クリーンな環境のための北九州イニシアティブ」等の活動を行ってきました。2010年4月に北九州アーバンセンターと改称し、廃棄物管理・公衆衛生・汚染規制・交通等の都市の抱える重要課題を中心に、低炭素で環境的に持続可能な都市の実現に向けた自治体の取り組みを促進するための研究を進めています。

1) 「環境的に持続可能な都市」ハイレベルセミナーの支援

2008年の東アジア首脳会議環境大臣会合において推進が決定された「環境的に持続可能な都市（ESC）」の実現に向け、アジア地域の連携を深める第3回ハイレベルセミナーが2012年3月にカンボジア・シェムリアップ市で開催されました。北九州アーバンセンターは、同セミナーの事務局としてプログラム策定及び運営を担うなど、セミナーの開催を包括的に支援しました。また、東南アジア諸国連合（ASEAN）事務局と共にASEAN 8カ国においてESCモデル都市プログラムを実施し、同地域のESCモデル都市の実現に向けた支援を続けています。

2) 都市間連携によるアジアの低炭素型発展に関する研究

アジアの低炭素型発展に向け、九州大学や法政大学等と連携し、多様な主体の連携を促す仕組み（プラットフォーム）の構築を目指す共同プロジェクトを実施しました。2012年2月には「低炭素アジアに向けた日本・ベトナム・タイ共同国際都市ワークショップ」を東京で開催し、低炭素施策指標のアジア都市への適用可能性や国際都市間連携の方策について協議しました。また、自治



低炭素アジアに向けた日本・ベトナム・タイ共同国際都市ワークショップ

体レベルでの炭素化施策の適用を促進するため、インドネシア・スラバヤ市と中国・天津市においてMRV（測定・報告・検証）能力向上ワークショップを開催し、JICA九州及び北九州市との協力の下、低炭素都市づくりをテーマとした研修プログラムを立ち上げました。

3) アジア諸都市におけるコンポスト化の推進

北九州市及び北九州国際技術協力協会（KITA）との連携の下、インドネシア・スラバヤ市における住民参加型コンポスト化推進モデルの拡大を進め、インドネシア、フィリピン、マレーシア、タイ、ネパール、スリランカ等で事業の継続及び普及を進めました。併行し、JICA九州と連携し、アジア諸都市を招待したコンポスト連携セミナーの開催や、派遣訓練前の青年海外協力隊環境教育隊員を対象としたコンポスト化研修を実施し、派遣後の現地での連携を進めています。また、マレーシアでは有機廃棄物管理マスタープラン策定に向けた支援を実施しています。



コンポスト化の推進（タイ・バンコク）

4) アジア低炭素化センターの活動

北九州市及びKITAと共にアジア低炭素化センター（北九州市）の運営を担っています。技術移転を通じたアジア地域の低炭素化に向け、アジア諸都市の環境対策や環境ビジネスに関する調査研究・情報発信を実施しました。

バンコク地域センター

IGESは、2003年以来バンコク事務所を通じてアジア太平洋地域におけるネットワーク・連携の拡充を図ってきました。2011年にはバンコク事務所に代わりバンコク地域センターを新たに設置し、IGESが事務局を務めるネットワークをはじめとする地域連携の強化を進めています。



バンコク地域センター開所式

1) アジア太平洋における持続可能な開発プランニングネットワーク

持続可能な開発分野の実践者のためのネットワークである「アジア太平

洋における持続可能な開発プランニングネットワーク(SDplanNet-Asia & Pacific)」の事務局として、ウェブサイトやニュースレターを通じて持続可能な開発プランニングに関するツール・知見の共有を図り、実践者の能力向上に努めました。(http://www.sdplannet-ap.org/)

2) アジア環境法遵守執行ネットワーク

アジアにおける効果的な環境法遵守・執行を推進する「アジア環境法遵守執行ネットワーク(AECEN)」への支援を行いました。2012年3月にタイ・バンコクで開催されたAECEN地域フォーラムでは、気候変動とリオ+20における環境法の執行・コンプライアンスの役割を特別テーマとして取り上げ議論を行いました。IGESは、2012年から本ネットワークの事務局を運営する予定となっています。(http://www.aecen.org/)

3) アジア太平洋適応ネットワーク

国連環境計画アジア太平洋事務所(UNEP ROAP)との緊密な連携の下、アジア工科大学—国連環境計画アジア太平洋地域資源センター(AIT-UNEP RRC.AP)と共に「アジア太平洋適応ネットワーク(APAN)」の地域ハブの運営を実施し、適応策の主流化と知識の共有を促しました。APANは、適応知識プラットフォーム(AKP)と共に第2回適応フォーラムを2012年3月にタイ・バンコクで開催し、約800名が参加しました。(http://www.apan-gan.net/)



第2回適応フォーラム

4) 第5次地球環境概況(GEO5)

国連環境計画が2012年に発行を予定している「第5次地球環境概況(GEO5)」において、IGES研究員とともに、アジア太平洋地域の協力センターとして章の執筆と調整に中心的な役割を果たしました。

5) アジア気候変動適応プロジェクト

米国国際開発庁(USAID)による5カ年プロジェクトの一環として、2011年度よりアジア気候変動適応プロジェクト準備ファシリティ(ADAPT Asia-Pacific)への支援を行っています。知識共有に向けた地域プラットフォームの構築を進めたほか、2012年3月にタイ・バンコクで第一回年次フォーラムを開催し、

適応関連事業のための財源へのアクセスやプロジェクト準備における能力開発について議論を行いました。(http://www.adaptasiapacific.org)

北京事務所<日中協カプロジェクトオフィス>

北京事務所は、中国における研究活動をより機動的に実施する拠点として、中国環境保護部日中友好環境保全センター内に開設(2006年7月)され、日中を基軸とした二国間及び多国間(国際機関を含む)の協力によるさまざまな調査・研究等を展開しています。

1) 気候変動分野における日中協カの実施

2006年度から中国国家発展改革委員会(NDRC)及び清華大学を主たるカウンターパートに実施している日中CDM協カプログラムについて、2011年度からは、CDMのみならず低炭素社会の構築を含めた気候変動政策に係わる「日中気候変動対応協カプログラム」として実施しました。2012年1月には、中国の中央・地方政府幹部等を対象に、低炭素発展をテーマとした研修を日本で開催しました。



日中低炭素社会フォーラムの開催を支援

中国の中央・地方政府幹部等を対象とした研修

2) 水環境保全分野における日中協カの実施

2008年度から実施している「日中水環境パートナーシップ事業(農村地域等における分散型排水処理モデル事業協カ)」の枠組みにおいて、急速な経済発展の下、戦略的かつ包括的な水質管理が必要とされている飲用水源地等の重要水域における、水質汚濁物質削減及び水環境管理に関する政策分析や政策提言を行いました。研究成果を2011年5月に大連で開催された統合的流域・沿岸域管理に関するアジア地域ワークショップや、2012年2月に北京で実施した水汚染物質総量削減セミナー等の国際会議で発表したほか、日中共同研究報告書(中国語)をとりまとめて出版しました。

3) その他の協力活動等

日中両国政府が実施する環境分野における戦略的互惠関係確立のための共同調査研究活動(コベネフィットモデル事業、大気中の窒素酸化物総量削減事業)等に参加し、積極的に政策提言を行いました。

2 国内拠点の活動

国際生態学センター (JISE)

主に植物生態学の立場より持続可能な社会の実現を目指し、地域から地球規模に至る環境の回復・再生・創造に向けた実践的な調査研究を行っています。また、環境や生態学に関する様々な研修や情報の収集・提供等の事業を推進しています。

2011年度には、マレーシア、ブラジル、ケニヤ、カンボジアの熱帯雨林等の再生に関する研究、アジア太平洋地域の潜在自然植生の調査研究として熱帯雨緑林における群落環的研究、地域生態系の構造と動態の研究としてラオスを対象とした森林劣化抑制のため



カンボジア王立大学での植樹

の研究、生物多様性の保全に寄与する研究として日本の農耕地における外来植物群落の実態に関する研究や、防災林としての環境保全林の評価等の継続的な研究を自主財源及び多くの研究助成金の援助の下で推進しました。また、2011年3月の東日本大震災を受け、震災地における植生被害の調査及び防災・自然再生を目的とした森林『森の防潮堤』の再生のための潜在自然植生の調査を三菱商事の助成金の下で急遽実施し成果を収めました。研究成果は国際植生学会、日本生態学会、植生学会(日本)等の学術的な公表のほか、震災関係のシンポジウムなど市民を対象とした情報提供も実施しました。また、環境保全に資する人材育成事業として、一般市民を対象にした連続講座「いのちの森づくりと生態学」を実施したほか、国際協力機構(JICA)の研修事業や帰国研修員支援業務を担当しました。また、2012年の公開に向け、横浜国立大学GCOEと共同で「日本植生誌」全10巻の植生調査資料データベースの照合を行

う等、環境情報の収集・提供を実施しました。そのほか2011年5月にはIGES本部との連携の下、湘南国際村において2008年に実施された「IGES設立10周年記念3000本植樹—今から創ろう未来の森—」の植栽後3年目の除草などを行う育樹祭を計画・指導・実施しました。



JICA研修「アジア・アフリカ地域における
荒地植生回復」

3 政府間プログラム・ネットワーク等との連携

IPCCインベントリータスクフォース 技術支援ユニット(TSU)

1999年にIGES内に設置されて以来、TSUは、気候変動に関する政府間パネル(IPCC)のインベントリータスクフォース(TFI)の活動をサポートし、温室効果ガスの排出量及び吸収量の算出・報告手法に関わるガイドラインを策定・発行・普及促進しています。TFIが実施する活動は、現在、2009年2月に選出された新メンバーから成るタスクフォースビューロー(TFB)によって監督されています。



湿地に関する追加的ガイダンスのための
第1回リードオーサー会議

IPCCはUNFCCC(国連気候変動枠組条約)から湿地からの温室効果ガス排出・吸収、特に泥炭(ピート)地の回復と再湿潤化に重きを置いて、2006年IPCCガイドラインを補足するための方法論に関するさらなる作業を実施するよう要請を受けました。この要請を踏まえ、IPCCは2011年5月の第33回総会において、湿地における温室効果ガス排出・吸収のインベントリーに関する追加的ガイダンスを作成することを決定しました。本ユニットはその作業を2011年に開始し、四つの会議を開催しました。

- 湿地に関する追加的ガイダンスのためのスコーピング会議
(2011年3月30日～4月1日、スイス・ジュネーブ)

- 湿地に関する追加的ガイダンスのための第一回リードオーサー会議 (2011年10月31日～11月4日、葉山)
- 湿地に関する追加的ガイダンスのための第一回サイエンス会議 (2012年1月24日～26日、スコットランド・エディンバラ)
- 湿地に関する追加的ガイダンスのための第二回リードオーサー会議 (2012年2月14日～16日、ジンバブエ・ビクトリアフォールズ)

加えて、TSUはIPCCガイドラインのユーザーを支援するためのその他の活動として、懸案事項について検討する専門家会議を開催しました。またIPCCガイドラインとグッドプラクティスガイダンス報告書及び関連資料の配布・普及促進、2006年IPCCガイドラインのソフトウェアの開発(2012年5月に初版が完成)等の活動を実施しました。さらには、IPCC排出係数データベース(EFDB)の改善・拡充、データ収集及びEFDB編集委員会会合など専門家会議を開催しました。



第9回EFDB編集委員会会合

TSUが、2011年度に開催した専門家会議は、以下の通りです。

- 第23回タスクフォースビューロー (TFB) 会議 (2011年7月21日～22日、ニュージーランド・ウェリントン)
- 施設及びプロジェクトレベルデータの温室効果ガスインベントリへの使用についてのIPCC専門家会議 (2011年7月18日～20日、ニュージーランド・ウェリントン)
- IPCC公開シンポジウム:地球温暖化防止行動を支える温室効果ガス排出量の算定 (2011年8月22日、横浜)
- 2006年IPCCガイドライン及びソフトウェアの使用に関するIPCC専門家会議 (2011年8月23日～25日、葉山)
- 第9回EFDB編集委員会会合 (2011年10月17日～20日、インド・ムンバイ)
- 第5回EFDBデータ収集会議 (2011年10月18日～20日、インド・ムンバイ)
- 2006年IPCCガイドラインソフトウェアのためのIPCC専門家会議 (2011年12月13日～15日、ブラジル・サンパウロ)

アジア太平洋地球変動研究ネットワーク (APN)

APNは、アジア太平洋地域における地球変動研究を促進するとともに、同研究への途上国からの参加を増進し、科学研究と政策決定との連携を強化することを目的とする政府間ネット



APN climate synthesis執筆者ワークショップ

ワークネットワークです(加盟国22カ国)。APN事務局は2004年4月にIGESに移管されました(APNの意思決定機関は、APN政府間会合)。

2011年度には、APN第16回政府間会合で選ばれた22件の地球変動研究公募プロジェクトへの支援を行ったほか、「持続可能な開発のための途上国における科学的な能力開発・向上プログラム (CAPaBLE)」では若手研究者等に対する能力向上事業(19件)を支援しました。2011年8月にアメリカのボルティモアで第9回世界閉鎖性海域環境保全会議(EMECS9)におけるサイドイベントとして閉鎖性海域に隣接するアジアの大都市の危険性に関する事例紹介を行いました。また、2011年10月に神戸で開催したAPN Climate Synthesis 執筆者ワークショップでは、「アジア太平洋地域の気候:安全かつ持続可能な社会」と題する報告書作成のため、執筆を担当する科学者が議論・準備を進めました。さらに、2012年1月に東京で国連大学等の国際機関と連携し、日本及び海外から専門家を集め、日本やアジア太平洋地域における「里山」のケーススタディを中心としたワークショップを実施しました。また、2012年3月に第17回政府間会合及び科学企画グループ会合をインドネシアのジャカルタで開催しました。



第17回政府間会合・科学企画グループ会合

情報発信・アウトリーチ

1 情報発信

IGESの研究成果が、アジア太平洋地域の環境政策や環境に関する取り組み等に反映されるよう、様々な媒体を活用して研究成果を分かりやすく紹介するとともに、地球環境問題に関する最新の政策・研究動向等の情報を幅広く収集・発信しました。

ポリシー・ブリーフ

各研究グループや研究員の研究成果を政策提言としてタイムリーに発信することを目指しています。2011年度には以下の号を発行し、主要な国際会議での配布とともに、国内外の関係機関・関係者に向けて広く発信しました。



号	タイトル
第12号	持続可能な開発につながるグリーン経済:日本は世界の貧困撲滅を重視した政策への転換を!
第13号	国際環境CSRマルチステークホルダー・プラットフォームを通じた日本のリーダーシップ強化:日本の産業界、市民社会、公共セクターの連携による東アジアのグリーン市場の拡大
第14号	アジア発展途上国の電気・電子製品に対する拡大生産者責任政策:「段階的導入アプローチ」の提案
第15号	東アジアにおけるエネルギー市場統合:経済分析による政策含意
第16号	環境パフォーマンス格付け情報開示:企業環境管理(CEM)を促す戦略的政策
第17号	国連環境計画(UNEP)改革:環境ガバナンス強化に向けた段階的アプローチ

ニュースレター「What's New from IGES」

IGESの研究活動の紹介、セミナー等の開催報告及び研究員による考察記事を掲載したニュースレターを3回(2011年6月、11月、2012年2月)発行しました。



オンライン掲載「Monthly Asian Focus: 持続可能なアジアへの視点」

<http://www.iges.or.jp/jp/news/topic/asianfocus.html>

「持続可能なアジア」をキーワードに、ダイナミックに動きつつあるアジアの環境動向を、第一線で活躍する専門家へのインタビューを通じてタイムリーに提供するオンライン連載(月刊)を行いました。また、2012年3月には2011年のインタビュー記事を所収した冊子を発行しました。

メールニュース「E-alert」

読み易いデザインに一新し、IGESの研究活動やIGESが開催するイベント情報等を、国内外3,000名を超える購読者に対して月平均2回程度、Eメールで配信しました。

環境情報サイト「Enviroscope」

<http://enviroscope.iges.or.jp/>

環境と持続可能な開発に関する情報提供サイトとして、国内外の関連省庁や研究機関の最新情報を提供するとともに、IGESの研究成果データベースとして掲載データの拡充を図りました。

メディアを通じた情報発信

IGESの活動や研究成果を多様なステークホルダーに伝えるための有効な方策のひとつとして、国内外の多様なメディアを通じた情報発信を強化しました。プレスリリース配布や記者会見、記者懇談会を実施し、国内外のTV・新聞・雑誌・ウェブニュース等に広く報道・掲載されました。

2 地球環境セミナー

IGESでは、賛助会員及び一般の方々を対象に、国内外の最新動向を交えながら地球環境問題に関して分かりやすく解説する「IGES地球環境セミナー」を実施しています。2011年度も時宜に合うテーマを設定し、計3回実施しました。

回	開催日	テーマ	場所	参加人数
第1回	2011年 12月14日	持続可能な資源管理 ～ UNEP資源パネルにおける金属資源循環 などに関する最新調査研究報告～	東京	90名
第2回	2011年 12月21日	COP17結果速報と今後の展望	横浜	270名
第3回	2012年 3月23日	持続可能で対応力ある地域社会の構築に向 けて～アジアにおける取り組みと東日本の復 興支援～	横浜	90名



3 地域貢献事業

IGES育樹祭「3,000本植樹から3年、未来の森の息吹を感じよう」

IGES設立10周年を記念した3,000本植樹から3年を迎え、その後の木々の育ちを確かめる育樹祭を湘南国際村フェスティバルに合わせて2011年5月3日にIGES本部で実施しました。宮脇昭IGES国際生態学センター長による指導の下、約100名が参加しました。



湘南国際村アカデミア

湘南国際村の研究機関ネットワークを活用し、一般の方々を対象とした講演会「湘南国際村アカデミア」を(財)かながわ国際交流財団と毎年共催しています。



2011年度は、「難民と環境～アフリカでの経験から～」をテーマに森秀行IGES所長を講師に迎え、2012年1月28日にIGES本部で実施しました。

地元イベントへの出展

地球環境イベント「アジェンダの日」(2011年6月4日～5日 横浜市)や葉山まちづくり展(2011年7月8日～10日 葉山町)など、地元密着型の環境イベントに積極的に参加し、IGESの活動や研究成果について分かりやすく解説を行いました。



資料編



財務諸表 (2011年度)

貸借対照表(総括)

単位:千円

資 産	4,674,295	負 債	1,176,216
流動資産	1,854,859	流動負債	1,032,014
固定資産	2,819,436	固定負債	144,202
(基本財産)	(250,000)	正味財産	3,498,079
(特定資産)	(2,453,172)	指定正味財産	2,450,084
(その他固定資産)	(116,264)	一般正味財産	1,047,995
	4,674,295		4,674,295

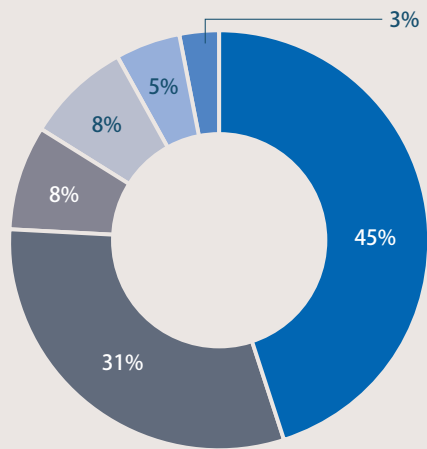
正味財産増減計算書(総括)

単位:千円

		公益目的事業会計				収益事業会計	法人会計	合 計
		戦略研究事業***	TSU/IPCC事業	APN事業	JISE事業	その他事業	-	
I 一般正味財産増減の部								
経常増減	経常収益	2,162,795	191,000	266,225	69,736	164,532	225,404	3,066,676*
	経常費用	2,140,399	187,674	251,885	79,139	187,251	225,404	3,058,736*
経常外増減	経常外収益	51,377	0	0	0	12,766	0	12,766**
	経常外費用	30	0	0	0	51,377	0	30**
II 指定正味財産増減の部								
当期指定正味財産増減額		(97)	0	0	992	0	0	895
正味財産期末残高		862,685	170,521	143,392	2,275,234	0	46,247	3,498,079

*内部取引額(13,016千円)を相殺している。 **内部取引額(51,377千円)を相殺している。 ***IGESの研究活動及び研究成果の発信。

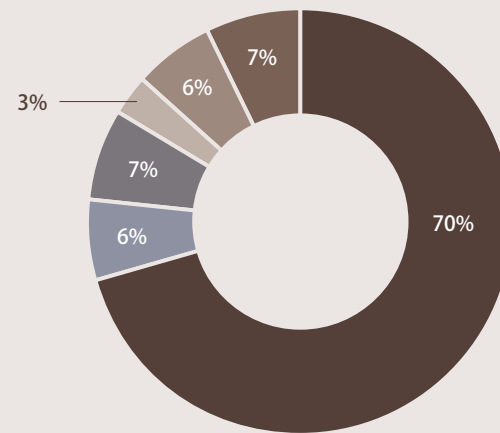
経常収益の内訳



単位:千円

● 受託事業収益	1,388,745
● 環境省他拠出金	947,544
● 地方自治体補助金	231,546
● 家賃負担金	254,615
● 自主事業収入	164,532
● その他	79,694
合 計	3,066,676

経常費用の内訳



単位:千円

● 戦略研究事業費	2,140,399
● IPCC/TSU事業費	187,674
● APN事業費	251,885
● JISE事業費	79,139
● その他事業費	187,251
● 法人会計	225,404
合 計	3,058,736*

* 内部取引額(13,016千円)を相殺

財団概要

設立経緯

- 1995年1月
「21世紀地球環境懇話会」(内閣総理大臣の私的諮問機関)の報告書『新しい文明の創造に向けて』の中で、地球環境戦略研究機関の設立が提案される。
- 1996年4月
「総合的な環境研究・教育の推進体制に関する懇話会」(環境庁)において「地球環境戦略研究機関のあり方」について最終報告がまとまる。
- 1998年3月
財団法人地球環境戦略研究機関発足
- 2012年4月
公益財団法人に移行

人員構成 2012年3月31日現在

			短期雇用	外国籍
研究職員	戦略研究プロジェクト	90	43	28
	戦略研究以外の公益目的事業	11	0	4
事務職員	管理業務	25	10	1
	研究支援	35	24	2
	戦略研究以外の公益目的事業	13	6	2
計		174	83	37

※短期雇用職員及び外国籍職員の数は内数

■本部

〒240-0115 神奈川県三浦郡葉山町上山口2108-11
Tel:046-855-3700 Fax:046-855-3709
E-mail:iges@iges.or.jp URL:http://www.iges.or.jp

■東京事務所

〒100-0011 東京都千代田区内幸町2-2-1 日本プレスセンタービル6階
Tel:03-3595-1081 Fax:03-3595-1084

■関西研究センター

〒651-0073 兵庫県神戸市中央区脇浜海岸通1-5-2 人と防災未来センター東館5階
Tel:078-262-6634 Fax:078-262-6635

■北九州アーバンセンター

〒805-0062 福岡県北九州市八幡東区平野1-1-1 国際村交流センター 2階
Tel:093-681-1563 Fax:093-681-1564

■北京事務所

100029 中華人民共和国北京市朝陽区育慧南路1号
中日友好環境保護中心508号室(IGES中日合作項目弁公室)
Tel:+86-10-8463-6314

■バンコク地域センター

604 SG Tower, 6th Floor, 161/1 Soi Mahadlek Luang 3,
Rajdamri Road, Patumwan, Bangkok, 10330 Thailand
Tel:+66-2-651-8797 Fax:+66-2-651-8798

■APNセンター

〒651-0073 兵庫県神戸市中央区脇浜海岸通1-5-2 人と防災未来センター東館4階
Tel:078-230-8017 Fax:078-230-8018

■国際生態学センター

〒220-0073 神奈川県横浜市西区岡野2-12-20 横浜西合同庁舎3階
Tel:045-322-1223 Fax:045-322-1225

理事

ウィリアム・グランビル 国際持続可能開発研究所(IISD)副所長兼最高執行責任者(COO)
浜中 裕徳(常勤) 公益財団法人地球環境戦略研究機関理事長
慶應義塾大学特任教授
(元環境省地球環境審議官)

河野 博子 株式会社読売新聞東京本社編集委員
森 秀行(常勤) 公益財団法人地球環境戦略研究機関所長
(元環境庁企画調整局地球環境部環境保全対策課研究調査室長)

新美 育文 明治大学法学部教授
庄子 幹雄 マサチューセッツ工科大学客員教授
武内 和彦 東京大学サステイナビリティ学連携研究機構(IR3S)機構長・専任教授

監事

長谷川 健 弁護士
近藤 誠一 株式会社横浜銀行営業統括部公務金融渉外部長

評議員

キース・ベザンソン 前サセックス大学開発学研究所所長
幸田 シャーミン ジャーナリスト
西岡 秀三 前独立行政法人国立環境研究所理事
岡田 康彦 弁護士法人北浜法律事務所東京事務所代表社員(元環境事務次官)
トングロイ・オンチャン メコン環境資源研究所シニア・アドバイザー

末吉 竹二郎 国連環境計画・金融イニシアチブ特別顧問
 アブドゥル・ハミド・ザクリ マレーシア首相科学顧問

顧問

海部 俊樹 元内閣総理大臣、地球環境行動会議顧問
 川口 順子 参議院議員、元外務大臣、元環境大臣
 小宮山 宏 株式会社三菱総合研究所理事長、国立大学法人東京大学総長顧問
 村山 富市 元内閣総理大臣、地球環境行動会議顧問
 西澤 潤一 学校法人上智学院顧問
 ラジェンドラ・K・パチャウリ エネルギー資源研究所所長、IPCC議長
 曲 格平 中国環境保護基金会理事長
 エミル・サリム インドネシア大統領公使、元インドネシア環境大臣
 シュアファン・シュミットハイニー 持続可能な開発のための世界経済人会議名誉会長
 アヒム・シュタイナー 国連環境計画事務局長
 モーリス・ストロング アースカウンシル名誉会長
 M.S.スワミナサン スワミナサン研究財団会長
 梅原 猛 国際日本文化研究センター顧問

参与

赤尾 信敏 元在タイ日本国大使
 ルーカス・アスンサン アースカウンシルジュネーブ事務所長
 伴 次 雄 一般社団法人全国森林レクリエーション協会理事長
 畚野 信義 株式会社国際電気通信基礎技術研究所相談役
 福川 伸次 一般財団法人地球産業文化研究所顧問
 原 剛 早稲田大学アジア太平洋研究センターアジア環境塾塾長
 平石 尹彦 気候変動に関する政府間パネル(IPCC)インベントリープログラム共同議長
 廣野 良吉 成蹊大学名誉教授
 ネイ・トウエン ニューヨーク州立大学ストーニブルック校教授
 石坂 匡身 一般財団法人大蔵財務協会理事長
 鄭 會声 韓国環境政策管理学会名誉会長
 (ジョン・フェイスン)
 小林 悦夫 財団法人ひょうご環境創造協会顧問
 大場 智満 公益財団法人国際金融情報センター顧問
 岡島 成行 公益社団法人日本環境教育フォーラム理事長
 佐々木 正峰 独立行政法人国立科学博物館館長
 モンチップ・スリラタナ・タブカノ タイ上院議会天然資源・環境委員会シニアアドバイザー
 ピーター・ウッズ 前オーストラリア政府環境・水・遺産・芸術省首席広報官
 (姓によるアルファベット順、2012年7月現在)

IGES設立憲章署名機関一覧

合計 48機関 (アルファベット順)

【行政機関】16機関

オーストラリア連邦政府 環境・水資源・国家遺産・芸術省
 カンボジア王国 環境省
 カナダ 環境省

中華人民共和国 環境保護部
 インド 環境・森林省
 インドネシア共和国 環境省
 日本国 環境省
 韓国 環境省
 ラオス共和国 水資源・環境庁
 マレーシア 天然資源環境省
 モンゴル 自然・環境省
 ネパール王国 環境・科学・技術省
 ニュージーランド 環境省
 フィリピン共和国 環境・自然資源省
 タイ王国 天然資源・環境省
 ベトナム社会主義共和国 天然資源環境省

【国際機関】6機関

国際熱帯木材機関 (ITTO)
 国連環境計画 (UNEP)
 国連地域開発センター (UNCRD)
 国連訓練調査研修所 (UNITAR)
 国際連合大学高等研究所 (UNU/IAS)
 国連アジア太平洋経済社会委員会 (UNESCAP)

【研究機関】26機関

アジア太平洋環境法センター (シンガポール)
 国際環境法センター (米国)
 アース・カウンシル研究所 (コスタリカ)
 財団法人地球産業文化研究所 (日本)
 インディラ・ガンディー開発研究所 (インド)
 サセックス大学開発学研究所 (英国)
 東南アジア研究所 (シンガポール)
 マレーシア国際戦略研究所 (マレーシア)
 国際環境アカデミー (スイス)
 ワイカト大学国際地球変動研究所 (ニュージーランド)
 国際環境開発研究所 (英国)
 国際持続可能開発研究所 (カナダ)
 国際応用システム分析研究所 (オーストリア)
 韓国エネルギー経済研究所 (韓国)
 韓国環境政策・評価研究院 (韓国)
 国立環境研究所 (日本)
 ポツダム気候変動研究所 (ドイツ)
 日中友好環境保全センター (中国)
 ストックホルム環境研究所 (スウェーデン)
 エネルギー資源研究所 (インド)
 タイ開発研究財団 (タイ)
 タイ環境研究所 (タイ)
 世界資源研究所 (米国)
 フィンランドVTT技術センター (フィンランド)
 ワールドウォッチ研究所 (米国)
 ヴッパータール気候・環境・エネルギー研究所 (ドイツ)

公益財団法人 地球環境戦略研究機関定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人地球環境戦略研究機関（以下「本機関」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本機関は、主たる事務所を神奈川県三浦郡葉山町上山口2108番地11に置く。

2 本機関は、理事会の決議を経て、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

(目的)

第3条 本機関は、「地球環境戦略研究機関設立憲章」の趣旨を踏まえ、新たな地球文明のパラダイムの構築を目指して、持続可能な開発のための革新的な政策手法の開発及び環境対策の戦略づくりのための政策的・実践的研究（以下「戦略研究」という。）を行い、その成果を様々な主体の政策決定に具現化し、地球規模、特にアジア・太平洋地域の持続可能な開発の実現を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本機関は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 統合的戦略研究計画に基づく事業
 - (2) その他本機関の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の事業を推進するため、以下の活動を行う。
- (1) 戦略研究を実施すること（国際機関、国・地方の政府、研究機関、企業及びNGO等（以下「他の機関」という。）との間の共同研究を含む。）。
 - (2) 他の機関からの要請により、戦略研究を実施し、必要に応じ当該機関に対し、持続可能な開発に関する戦略策定への情報提供、勧告等を行うこと。
 - (3) 国際会議、セミナー等を実施すること（他の機関との共催を含む。）。
 - (4) 各種の政策決定及び意思決定を行う会議に参加するなどにより戦略研究の成果を提案すること。
 - (5) 戦略づくりに関し研修コースの実施、研修員の受入等により研修を行うこと。
 - (6) 持続可能な開発に関する情報を収集し、整理し、提供すること。
 - (7) その他本機関の目的を達成するために必要な事業を実施すること。
- 3 第1項の事業は、本邦及び海外において行うものとする。

(使用言語)

第5条 本機関の使用言語は、英語及び日本語とする。

第2章 財産及び会計

(財産の構成)

第6条 本機関の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）（以下「整備法」という。）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日（以下「公益法人への移行の日」という。）の前に財産目録に記載された財産
- (2) 公益法人への移行の日以後に企業及び個人等から寄付された財産
- (3) 日本をはじめとする各国の政府及び地方公共団体からの任意拠出金
- (4) 政府、地方公共団体及び公益法人等からの助成金
- (5) 財産から生じる収入

- (6) 会費収入
- (7) 事業に伴う収入
- (8) その他の収入

(財産の種類別)

第7条 本機関の財産は、基本財産及び運用財産とする。

- 2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。
 - (1) 公益法人への移行の日の前に基本財産と指定されて寄付された財産
 - (2) 公益法人への移行の日以後に基本財産とすることを指定して寄付された財産
 - (3) 公益法人への移行の日以後に理事会及び評議員会で基本財産に繰り入れることを決議した財産
- 3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(財産の管理)

第8条 本機関の財産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

- 2 基本財産のうち現金は、郵便官署への定期貯金若しくは銀行等への定期預金、信託銀行への信託又は国債、公社債の購入等安全確実な方法で保管しなければならない。

(基本財産の処分の制限)

第9条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、本機関の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、評議員会において特別利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上の多数の議決を得て、その一部を処分し、又はその全部若しくは一部を担保に供することができる。

(戦略研究基金)

第10条 本機関の業務の円滑な運営に資するために戦略研究基金を置くこととし、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 公益法人移行の日の前に戦略研究基金とすることを指定して寄付され、又は交付された財産
- (2) 公益法人への移行の日以後に戦略研究基金とすることを指定して寄付され、又は交付された財産
- (3) 公益法人への移行の日以後に理事会で戦略研究基金とすることを決議した財産

2 戦略研究基金は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、本機関の業務上やむを得ない理由があるときは、理事会において特別利害関係を有する理事を除く理事の3分の2以上の多数の議決を得て、その一部を処分し、又はその全部若しくは一部を担保に供することができる。

(経費の支弁)

第11条 本機関の経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業計画及び予算等)

第12条 本機関の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類は、理事長が作成し、毎事業年度開始前に、理事会の決議を経た上で、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の承認を受けた書類については、毎事業年度の開始日の前日までに行政庁に提出しなければならない。

(暫定予算)

第13条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は

理事会の決議を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第14条 本機関の事業報告及び決算は、毎事業年度終了後、理事長が事業報告書及び計算書類(貸借対照表及び正味財産増減計算書)並びにこれらの附属明細書、財産目録、キャッシュ・フロー計算書として作成し、監事の監査を受け、理事会の決議を経た上で、定時評議員会において承認を受けなければならない。

2 前項の承認を受けた書類については、毎事業年度終了後3箇月以内に行政庁に提出しなければならない。

3 本機関の決算に剰余金があるときは、理事会の決議を経て、その全部若しくは一部を基本財産に繰り入れ、又は翌年度に繰り越すものとする。

(長期借入金)

第15条 本機関が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において特別利害関係を有する理事を除く理事の3分の2以上の多数の議決を得なければならない。

(義務の負担及び権利の放棄)

第16条 第9条ただし書、第10条第2項ただし書及び前条の規定に該当する場合、並びに予算に定めるものを除き、本機関が新たに義務を負担し、又は権利を放棄しようとするときは、理事会の決議を得なければならない。

(事業年度)

第17条 本機関の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

(公益目的取得財産残額の算定)

第18条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、第56条第1項第9号の書類に記載するものとする。

第3章 評議員及び評議員会

(評議員)

第19条 本機関に、評議員4人以上8人以内を置く。

2 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)(以下「法人法」という。)第179条から第195条までの規定に従い、評議員会の決議をもって行う。

3 法人法第173条第1項に規定する欠格事由に該当する者は、評議員となることはできない。

4 評議員は、本機関の理事、監事又は使用人を兼ねることができない。

5 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

ヘ ロから二までに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体(公益法人を除く。)の次のイから二に該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人)又は業務を執行する社員である者

二 次に掲げる団体においてその職員(国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。)である者

① 国の機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人

⑥ 特殊法人(特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。)又は認可法人(特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。)

6 評議員に異動があつたときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添え、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

(任期)

第20条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、任期満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第19条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員に対する報酬等)

第21条 評議員に対して、1事業年度の総額が150万円を越えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従つて算定した額を、報酬等として支給することができる。

(損害賠償責任の免除)

第22条 本機関は、法人法第198条で準用する同法第112条の規定により、評議員(評議員であつたものを含む。)の損害賠償責任を総評議員の同意により免除することができる。

(構成)

第23条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第24条 評議員会は、次の事項について決議する。

(1) 統合的戦略研究計画の承認

(2) 評議員、理事及び監事の選任又は解任

(3) 理事及び監事に対する報酬等の額

(4) 評議員、理事及び監事に対する報酬等の支給基準

(5) 事業計画書及び収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類の承認

(6) 事業報告書及び計算書類(貸借対照表及び正味財産増減計算書)並びにこれらの附属明細書、財産目録及びキャッシュ・フロー計算書の承認

(7) 定款の変更

(8) 事業の全部又は一部譲渡

(9) 残余財産の帰属の決定

(10) 合併の承認

(11) その他評議員会で決議するものとして法令及びこの定款に別に定められた事項

(開催)

第25条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、臨時評議員会として必要がある場合に開催する。

(招集)

- 第26条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。
- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第27条 評議員会の議長は、評議員会において出席評議員の中から互選する。

(定足数)

第28条 評議員会は、評議員現在員数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(決議)

第29条 評議員会の決議は、法令及びこの定款に別に定めるもののほか、議決について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第30条 理事長が評議員会の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき議決に加わることができる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思を表示したときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第31条 理事長が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を評議員会に報告することを要しないことにつき評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第32条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議事録には、議長及びその会議に出席した評議員の中から選任された議事録署名人2人以上が、署名し、又は記名押印をしなければならない。

(その他)

第33条 本章に定めるもののほか、評議員会の運営に関し必要な事項は、評議員会で定める。

第4章 役員

(種類及び定数)

第34条 本機関に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上7名以内
(2) 監事 2名以内

- 2 理事のうち1人を理事長とする。
3 理事のうち1人を副理事長とすることができる。
4 理事のうち1人を所長とする。
5 理事のうち1人を副所長とすることができる。
6 理事のうち1人を専務理事とすることができる。
7 第2項の理事長は法人法上の代表理事とし、第3項から第6項及び理事会で別に定める理事は法人法上の業務執行理事とする。

(選任等)

第35条 理事及び監事は、評議員会において選任する。

- 2 理事長、副理事長、所長、副所長、専務理事及び前条第7項において理事会で別に定める理事は、理事会の決議によって理事の中から選任する。
3 監事は、本機関の理事又は使用人を兼ねることができない。
4 各理事について、当該理事及びその配偶者又は三親等内の親族(これらの者に準ずるものとして当該理事と政令で定める特別の関係にある者を含む。)である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。
5 他の同一の団体(公益法人又はこれに準ずるものとして政令で定めるものを除く。)の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして政令で

定める者である理事の合計数が理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

- 6 理事又は監事に異動があったときは、2週間以内に登記し、法令の定めるところにより、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出なければならない。

(理事の職務及び権限)

第36条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事は、本機関に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに、当該事実を監事に報告しなければならない。
3 理事は、法人法第84条の規定に基づき競業及び利益相反取引につき重要な事実を理事会に開示し、その承認を受けなければならない。
4 理事長は、本機関を代表し、その業務を執行する。
5 副理事長は、理事長を補佐する。
6 所長は、第52条に定めるところにより、戦略研究及び研修等に関する業務を執行する。
7 副所長は、所長を補佐し、所長に事故があるとき、又は所長が欠けたときは、その職務を代行する。
8 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐するとともに、その意を受けて、所長が行う業務以外の業務を執行する。
9 業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、本機関の業務を分担し執行する。
10 理事長及び業務執行理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第37条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
3 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告しなければならない。
4 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。
5 監事は、第3項に規定する場合において、必要があると認めるときは、理事長に対し、理事会の招集を請求することができる。
6 監事は、理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他法務省令で定めるものを調査しなければならない。この場合において、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事実があると認めるときは、その調査結果を評議員会に報告しなければならない。
7 監事は、理事が本機関の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって本機関に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

(役員の任期)

第38条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
3 任期満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了するときまでとする。
4 理事又は監事は、第34条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまでは、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(解任)

第39条 役員が、次のいずれかに該当するときは、評議員会において特別利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上の多数の議決に基づいて解任することができる。この場合

においては、評議員会において決議する前に、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬等)

第40条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(損害賠償責任の免除)

第41条 本機関は、法人法第198条で準用する同法第112条の規定により、理事又は監事(理事又は監事であったものを含む。)の損害賠償責任を総評議員の同意により免除することができる。

- 2 本機関は、法人法第198条で準用する同法第113条の規定により、理事又は監事(理事又は監事であったものを含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において評議員会の決議によって免除することができる。
- 3 本機関は、法人法第198条で準用する同法第114条第1項の規定により、理事又は監事(理事又は監事であったものを含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において理事会の決議によって免除することができる。
- 4 本機関は、法人法第198条で準用する同法第115条第1項の規定により、外部理事(本機関の理事であって代表理事、業務執行理事又は使用人ではなく、かつ、過去においても本機関の代表理事、業務執行理事又は使用人となったことのない者をいう。)又は外部監事(本機関の監事であって過去に本機関の理事又は使用人となったことのない者をいう。)との間に、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、同法第198条で準用する同法第113条で定める最低責任限度額とする。

第5章 理事会

(構成)

第42条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第43条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 本機関の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び業務執行理事の選定及び解職

(種類及び開催)

第44条 理事会は、通常理事会と臨時理事会の2種類とする。

- 2 通常理事会は、毎年2回開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 理事長が必要と認めたとき。
 - (2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
 - (3) 第37条第5項の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第45条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 前項にかかわらず、法人法第197条で準用する法人法第93条第3項及び第101条第3項に該当する場合には、理事会の招集を請求した理事又は監事は自ら理事会を招集することができる。
- 4 理事会を招集する者は、理事会の日の1週間前までに各理事及び各監事に対して通知しなければならない。
- 5 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

(議長)

第46条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、出席理事の中から互選する。

(定足数)

第47条 理事会は、理事現在数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(決議)

第48条 理事会の決議は、法令及びこの定款に別に定めるもののほか、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の目的である事項について提案した場合において、当該提案について理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事がその提案に異議を述べたときはその限りではない。

(理事会への報告の省略)

第49条 理事又は監事が、理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

- 2 前項の規定は、法人法第197条において準用する第91条第2項の規定による報告については適用しない。

(議事録)

第50条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に署名し、又は記名押印しなければならない。
- 3 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、出席した理事が議事録に署名し、又は記名押印する。

第6章 顧問及び参与

(顧問及び参与)

第51条 本機関に、顧問及び参与を置くことができる。

- 2 顧問及び参与は、理事会の推薦により、理事長がこれを委嘱する。
- 3 顧問は、本機関の運営上根幹に関わる事項について、理事長の諮問に応じ、意見を述べるとともに、所長に対しても助言することができる。
- 4 参与は、本機関の業務上重要な事項について、理事長の諮問に応じ、意見を述べるとともに、所長に対しても助言することができる。
- 5 顧問及び参与の任期は、それぞれ4年とする。ただし、再任を妨げない。

第7章 研究体制

(所長の業務)

第52条 所長は、理事会の意を受けて次に掲げる業務を行う。

- (1) 第4条第1項第1号に規定する統合的戦略研究計画の決定及び進行管理
- (2) 戦略研究及び研修に関する年次報告書の作成並びに理事会及び評議員会に対する報告
- (3) 第53条第1項に規定する研究員等の任命
- (4) 戦略研究及び研修に関し必要な事項の決定
- (5) 戦略研究及び研修に関する業務の統括

(研究員等)

第53条 本機関に、上席研究員、主任研究員、研究員、客員研究員及びその他研究に関わる職員を置く。

- 2 客員研究員とは、他の機関に所属する者であって、本機関の実施する戦略研究に従事する者をいう。
- 3 上席研究員、主任研究員、研究員及び客員研究員は、所長が任命する。
- 4 研究員及びその他研究に関わる職員に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、所長が定める。

(研修員)

- 第54条 本機関は、本機関に属する者以外の者を研修員として戦略研究に参加させることができる。
- 2 研修員に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、所長が定める。

第8章 事務局

(設置等)

- 第55条 本機関の事務を処理するため、事務局を設置する。
- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
 - 3 事務局長は、理事会の決議を経て、理事長が任免する。
 - 4 職員は、理事長が任免する。ただし、研究に関わる職員については、所長の意見を踏まえるものとする。
 - 5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

(備付け書類及び帳簿)

- 第56条 事務所には、常に次の書類及び帳簿を備えておかななければならない。
- (1) 定款
 - (2) 理事、監事及び評議員の名簿
 - (3) 許可、認可等及び登記に関する書類
 - (4) 理事会及び評議員会の議事録等
 - (5) 計算書類及び事業報告書並びにこれらの付属明細書(監査報告含む)
 - (6) 事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類
 - (7) 財産目録、キャッシュ・フロー計算書
 - (8) 役員等の報酬規程
 - (9) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する重要なものを記載した書類
 - (10) その他法令で定める書類及び帳簿

第9章 会員

(会員)

- 第57条 本機関の目的及び事業に賛同する個人又は団体は、理事長が理事会の決議を経て別に定めるところに従い、本機関の会員となることができる。
- 2 会員は、本機関の事業に参加することができるとともに、戦略研究の成果等についての情報提供を受けることができる。
 - 3 会員は、第1項の定めに従い、別に定める会費を納めるものとする。

第10章 定款等の変更及び解散

(定款等の変更)

- 第58条 この定款は、評議員会において特別利害関係を有する評議員を除く評議員の4分の3以上の多数の議決によって変更することができる。
- 2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第19条第2項及び第5項についても適用する。
 - 3 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)(以下「認定法」という。)第11条第1項各号に掲げる事項に係る変更(軽微なものを除く。)をしようとするときは、行政庁の認定を受けなければならない。
 - 4 認定法第13条第1項第1号から4号に掲げる変更を行った場合は、遅滞なく、行政庁に届け出なければならない。

(解散)

- 第59条 本機関は、基本財産の滅失による本機関の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

- 第60条 本機関が公益認定の取消しを受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、評議員会において特別利害関係を有する評議員を除く評議員の4分の3以上の多数の議決を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

- 第61条 本機関が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会において特別利害関係を有する評議員を除く評議員の4分の3以上の多数の議決を経て、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第11章 公告の方法

(公告の方法)

- 第62条 本機関の公告は、電子公告により行う。
- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第12章 補則

(委任)

- 第63条 この定款に定めるもののほか、本機関の運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が定める。

附 則

- 1 この定款は、整備法第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記(以下「移行登記」という。)を行ったときは、第17条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 特例民法法人の理事の任期は、財団法人地球環境戦略研究機関寄附行為第22条の規定にかかわらず移行登記の時をもって満了する。
- 4 この法人の設立登記日現在の理事及び監事は、次に掲げる者とする。
理事:ウイリアム・グランビル 浜中裕徳 森秀行 新美育文 庄子幹雄 武内和彦
監事:長谷川健 近藤誠一
- 5 この法人の最初の代表理事は浜中裕徳、業務執行理事は森秀行とする。
- 6 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。
キース・ベザンソン 幸田シャーマン 西岡秀三 岡田康彦
トングロイ・オンチャン 末吉竹二郎 アブドゥル・ハミド・ザクリ



IGES 2011年度 年報
公益財団法人 地球環境戦略研究機関

© 2012 Institute for Global Environmental Strategies. All rights reserved.



公益財団法人 地球環境戦略研究機関

〒240-0115 神奈川県三浦郡葉山町上山口2108-11
TEL: 046-855-3700 FAX: 046-855-3709
E-mail: iges@iges.or.jp URL: <http://www.iges.or.jp>

■ 東京事務所

〒100-0011 東京都千代田区内幸町2-2-1
日本プレスセンタービル6階
TEL: 03-3595-1081 FAX: 03-3595-1084

■ 関西研究センター

〒651-0073 兵庫県神戸市中央区脇浜海岸通1-5-2
人と防災未来センター東館5階
TEL: 078-262-6634 FAX: 078-262-6635

■ 北九州アーバンセンター

〒805-0062 福岡県北九州市八幡東区平野1-1-1
国際村交流センター2階
TEL: 093-681-1563 FAX: 093-681-1564

■ 北京事務所

100029 中華人民共和国北京市朝陽区育慧南路1号
中日友好環境保護中心508室 (IGES中日合作項目弁公室)
TEL: +86-10-8463-6314

■ バンコク地域センター

604 5G Tower, 6th Floor, 161/1 Soi Mahadlek Luang 3,
Rajdamri Road, Patumwan, Bangkok, 10330 Thailand
TEL: +66-2-651-8797 FAX: +66-2-651-8798

■ APNセンター

〒651-0073 兵庫県神戸市中央区脇浜海岸通1-5-2
人と防災未来センター東館4階
TEL: 078-230-8017 FAX: 078-230-8018

■ 国際生態学センター

〒220-0073 神奈川県横浜市西区岡野2-12-20
横浜西合同庁舎3階
TEL: 045-322-1223 FAX: 045-322-1225



本文のみ古紙配合率100%再生紙を使用しています

